

「交通の未来都市」の実現に向けて（都市空間・交通 分野） 事業評価一覧（令和3年度に実施した事業）

| 事業名 | 政策の柱 — 基本施策 | 施策名 | 好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs | 事業の目的 | 事業内容 | | 事業の 進捗 | R3 概算 事業費 (千円) | 開始 年度 | 日本一 施策 事業 | 「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」 | 見直し (予定) |
|--------------|-------------------|-----------------|--------------------------------|--|---|---|-----------|-------------------------|----------|-----------------|--|-------------|
| | | | | | 対象者・物 (誰・何に) | 取組(何を) | | | | | | |
| 地区計画制度の活用 | VI-20 | 地域特性に応じた土地利用の推進 | | 良好な居住環境の保全・形成を図る。 | 市民・事業者 | ・地区計画制度に関する出前講座、勉強会等の開催 | 計画どおり | 0 | H元 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題)】：地区計画制度の活用についての指導・助言 地域特性を生かした快適で良好な居住環境等の形成を図るため、地区計画(白沢学舎の郷地区計画、スマイルタウン奈坪地区計画、ハーモニータウン東岡本地区計画)を策定し、計画的な居住地形成による子育て世代など新しい居住者の誘導促進を図った。</p> <p>【②今後の取組方針】：地区計画制度の活用に向けた指導・助言 地区計画制度を活用したまちづくりに対する地元の機運醸成や市民・事業者等の理解促進を図りながら、本制度の活用促進に取り組んでいく。</p> | 拡大 |
| 立地適正化計画等の推進 | VI-20 | 地域特性に応じた土地利用の推進 | 好循環P 戦略事業 | 本市が目指すNCCの具体化を図るため、各拠点等への居住や都市機能の適正な誘導を推進する。 | 市民・事業者 | ・都市機能の立地誘導策の展開 ・市街化調整区域における地区計画制度の活用促進 | 計画どおり | 288,770 | H26 | 先駆的 | <p>【①昨年度の評価(成果や課題)】：都市機能・居住誘導策の展開及び地区計画制度の活用促進に向けた対応 「都市機能の立地誘導策の展開」 ・NCCの形成に向け、各拠点において地域特性に応じた生活利便施設等の誘導・充実を図るため、事業者や関係団体等に対するヒアリングや出前講座などを通して、本市まちづくりの考え方の理解促進や各種支援策の積極的な周知を図りながら、都市機能の立地誘導を図った。 ・各拠点における防災性・安全性の向上により、居住・都市機能の誘導を促進するため、総合治水・雨水対策推進計画等と連携を図りながら、「立地適正化計画(防災指針)」を策定するとともに、誘導施設の浸水対策への支援制度を構築した。 「市街化調整区域における地区計画制度の活用促進」 ・市街化調整区域の地域拠点や小学校周辺において、道路や公園、宅地の計画的な整備により新たな居住者の誘導を図ることができ地区計画制度について、地域主体での活用に対し、各地域の実情に応じた検討の進め方に合わせて支援するとともに、事業者主体の取組に対し、制度活用につながるよう助言・指導を行い、地区計画を決定した。 ・地域住民が主体となった地区計画の活用促進に向け、住宅団地開発における公共施設整備への支援制度を構築した。</p> <p>【②今後の取組方針】：都市機能・居住誘導策の展開及び地区計画制度の活用促進に向けた対応 「都市機能の立地誘導策の展開」 ・各拠点への生活利便施設等の誘導を着実に推進するため、引き続き、事業者や関係団体等に対し、各種支援策の周知を図るとともに、事業者等との意見交換を行いながら、支援策の活用促進を図る。 ・立地適正化計画の中間見直し(R5)に向け、都市機能の集積状況や人口動態、低未利用地の状況、誘導施設立地に係る民間ニーズ等を踏まえ、拠点形成の現状・課題等の調査・分析を行う。 ・都心部におけるLRT等の公共交通を基軸としたまちづくりを推進するため、「(仮称)都心部まちづくりプラン」の策定と連携し、民間誘導に向けた施策の充実を図る。 「市街化調整区域における地区計画制度の活用促進」 市街化調整区域の地域拠点や小学校周辺への居住誘導につながる地区計画制度の活用促進に向けて、各種支援策の周知を図りながら、地域への働き掛けや機運醸成を図り、地域の主体的な取組を積極的に支援する。</p> | |
| 公共施設等の受け入れ事業 | VI-20 | 地域特性に応じた土地利用の推進 | | 公共施設(道路や公園)の適正管理 | ・過去に開発許可により設置された未帰属公共施設の権利者 ・市民(公共施設の周辺住民) | 未だ市に帰属されていない所有権の移管及び維持・管理等の説明 | 計画どおり | 0 | H5 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題)】：受け入れ団地数の増加 令和3年度については、平成25年に策定した受入計画に基づき事業を進めた結果、計画していた26団地に加え、新たに確認された1団地を含む合計27団地の交渉にあたり、7団地の全所有権取得が完了した。 (当初の未帰属団地数：1,042団地、令和3年度末時点の未帰属団地：132団地)</p> <p>【②今後の取組方針】：公共施設等の受入事業の推進 ・現在交渉中の団地を含め、未だ市に帰属されていない所有権を有する団地については、引き続き、計画的に対象団地の調査や受入依頼を行っていく。 ・また、所有権移転時に所有権以外の抵当権の設定などが判明した場合においても、必要に応じて抹消に取り組み、着実に受入を実施していく。</p> | |

| 事業名 | 政策の柱 基本施策 | 施策名 | 好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs | 事業の目的 | 事業内容 | | 事業の 進捗 | R3 概算 事業費 (千円) | 開始 年度 | 日本一 施策 事業 | 「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」 | 見直し (予定) |
|-------------------|--------------|--------------------|--------------------------------|---|---|--|-------------|-------------------------|----------|-----------------|--|-------------|
| | | | | | 対象者・物 (誰・何に) | 取組(何を) | | | | | | |
| 地籍調査事業 | VI-20 | 地域特性に応じた土地利用の推進 | | 地籍(土地の所有者、地番、地目、地積、境界)の明確化を図ることにより、公共事業・土地取引等の円滑化、課税の適正化、境界紛争等の未然防止や早期解決に資する。 | 本市域に存する土地所有者及び管理者(土地改良事業・土地区画整理事業実施地域を除く) | 一筆ごとの土地について、所有者、地番、地目の調査並びに境界や地積に関する測量を行い、その結果を地籍図及び地籍簿として作成する。 | 計画どおり | 79,731 | H6 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:「第3次宇都宮市地籍調査事業基本計画」に基づく事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における復旧作業の迅速化に資するため、河川の浸水想定区域の調査を実施した。 ・また、土地取引の活性化や円滑化を図るため、人口集中地区(DID)の調査などを実施した。 ・新たに本市のまちづくり施策と連携した調査の実施に向け、候補地において、地域の意見の聴取や勉強会の開催を実施した。 <p>【②今後の取組方針】:「第3次宇都宮市地籍調査事業基本計画」に基づく事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第3次宇都宮市地籍調査事業基本計画」を踏まえ、これまで実施してきた災害対策や人口集中地区(DID)などの調査に加え、本市NCCの形成に向けた地域拠点など、まちづくり施策の下支えとなる調査にも取り組む。 ・県・法務局との連携を密にし、今後とも計画的・効率的に事業を進めていく。 | |
| 都市計画基礎調査 | VI-20 | 地域特性に応じた土地利用の推進 | | 地域特性に応じた土地利用 | 市民・事業者 | 都市や地域の特性や課題の把握 | 計画どおり | 4,015 | S48 | | <p>【①昨年度の評価】:都市計画基礎調査等の実施及び生産緑地制度の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第3次都市計画マスタープラン」に基づく土地利用の実現に向け、居住や都市機能の誘導、良好な居住環境の維持・形成などに繋がるよう将来の市街地像を見据えながら、新たな都市計画制度の導入や既存制度の活用、用途地域の見直しなど、本市の都市計画の運用などについて調査・検討を進めた。 ・また、その調査・検討を受け、緑豊かな都市環境の形成や都市における貴重な緑空間の保全等に向け、生産緑地制度を新たに導入し、制度の活用に向けた農業従事者等へ周知を行った。 <p>【②今後の取組方針】:都市計画基礎調査等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の都市構造や誘導区域の特性、社会情勢等を踏まえた目指すべき将来の市街地像の実現に向け、よりメリハリのある具体的な市街地整備施策の展開や計画的な都市農地の確保などについて、評価・分析を行いながら、各区域での整備・保全に向けた施策や都市計画の適用の具体策を検討していく。 | |
| JR宇都宮駅西口周辺地区整備の推進 | VI-20 | 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成 | SDGs 好循環P | 宇都宮の玄関口としてふさわしい都市機能の集積を図るとともに、鉄道やLRT、バスなどの交通手段が連携した誰もが利用しやすい交通環境を創出する。 | 市民、来訪者及び関係権利者 | <ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場の再整備と周辺まちづくりの一体的な検討 ・地元まちづくり組織の活動に対する支援等 | 計画どおり | 68,468 | H19 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:魅力ある駅前広場や周辺まちづくりに向けた検討の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度は、官民の一体的なまちづくりに向けて、整備基本計画の目的・位置付け、構成や整備方針素案などに関する学識経験者や交通事業者など関係機関との意見交換を実施し、良好な都市空間や景観の創出などのまちづくりに関する整備方針や交通基盤施設の機能や規模、配置などの検討を進めた。 ・都心部のまちづくりに向けてUR都市機構と連携協定を締結し、駅西口周辺地区における土地活用や導入機能などの検討を行うとともに、地元まちづくり組織と良好な都市空間や景観の創出などまちづくりに関する意見交換などを行った。 <p>【②今後の取組方針】:魅力ある駅前広場や周辺まちづくりに向けた合意形成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賑わい空間の創出や交通結節機能の強化を図るため、地元まちづくり組織との意見交換等を行うとともに、学識経験者をはじめとする外部検討懇談会からの意見を取り入れながら、整備基本計画を策定していく。 ・引き続き、駅西口周辺地区整備に向けて、地元まちづくり組織と連携し、駅西側におけるLRTやバスネットワーク再編との整合を図りながら取り組んでいく。 | |
| 一条中学校跡地の利活用 | VI-20 | 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成 | | 本市中心部に近接する「一条中学校跡地」を活用し、周辺の市民ニーズ等に対応した生活利便性などを高める民間機能の導入を図る。 | 市民・事業者 | 募集要項等を策定の上、公募を開始し、外部有識者による事業者選考委員会の意見を踏まえ、優先交渉権者を選定 | 感染症の影響による変更 | 575 | H25 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:民間事業者の公募開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対話型市場調査参加事業者に対し、コロナ下における企業活動の状況や本事業への参加可能時期等について調査を実施するなど、公募開始時期の検討を行った上で、当該地の利活用を行う民間事業者の公募を開始した。 <p>【②今後の取組方針】:優先交渉権者の決定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の利活用を行う事業者を公正かつ円滑に選定するため、外部有識者で構成する事業者選考委員会において提案審査を実施し、審査結果等を踏まえた上で、市が優先交渉権者を選定する。 ・事業者との契約にあたっては、提案内容の着実な履行を図るため、市と事業者の役割分担など、事業の実施にあたって必要な事項を定めた基本協定等を締結する。 ・優先交渉権者決定時などの事業の節目に応じて、住民や商工団体等への説明や情報提供を行い、地域住民等の理解促進を図る。 | |

| 事業名 | 政策の柱 — 基本施策 | 施策名 | 好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs | 事業の目的 | 事業内容 | | 事業の 進捗 | R3 概算 事業費 (千円) | 開始 年度 | 日本一 施策 事業 | 「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」 | 見直し (予定) |
|-----------------|-------------------|------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------|-------------------------|----------|-----------------|---|-------------|
| | | | | | 対象者・物 (誰・何に) | 取組(何を) | | | | | | |
| 宇都宮まちづくり推進機構補助金 | VI-20 | 地域特性を生かした魅力 ある拠点の形成 | | 中心市街地の賑わい 創出や魅力向上 | ・宇都宮まちづくり推 進機構 ・市民、事業者、来 訪者 | 中心市街地活性化に向け た事業の実施支援 | 感染症 の影響 による変 更 | 17,808 | H11 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:NPO法人ならではの公益性と民間活力を活かした事業の実施支援と組織体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり推進機構が取り進む各種活性化事業の実施において、市や関係機関、地元商店街などとの連携の促進などの支援を行った。 ・まちづくり推進機構において業務量の増加が見られ、業務が煩雑化していることから、今後は取組の効果検証やスクラップアンドビルトへの支援が必要である。 <p>【②今後の取組方針】:中心市街地の活性化に寄与する各種事業の展開とNPO法人としての自立的かつ安定的な経営基盤の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度も、引き続き、街なかの魅力ある地域資源を生かした事業や、「第3期中心市街地活性化基本計画」に掲げるウォーカブルなまちづくりに寄与する取組、LRTの駅西側への導入を見据えた勉強会の開催など、魅力と活力ある中心市街地の形成に寄与する取組を市や関係機関、団体等と連携を密にし、取り組んでいけるよう支援する。 ・また、NPO法人としての自立的かつ安定的な経営基盤の確立に向けた収益事業や協賛金等自主財源の確保、新たな会員まちづくりの担い手確保に向けた取組を支援する。 | |
| 中心市街地活性化推進事業 | VI-20 | 地域特性を生かした魅力 ある拠点の形成 | SDGs | 都市機能の集積や地 域経済の活性化 | 市民・来訪者 | 「第3期中心市街地活 性化基本計画」に基づく各 事業の推進 | 感染症 の影響 による変 更 | 3,166 | H21 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:コロナ下における取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中心市街地活性化協議会」において、計画の進捗状況を適宜把握し全体調整を図るとともに、庁内関係課や関係団体(まちづくり推進機構や商工会議所等)と連携し、施策事業を効果的かつ円滑に推進することができた。 ・新型コロナウイルス感染症等の影響により、イベントなど中止した事業や取組が遅れている事業もある一方で、感染予防への工夫からDXの進展が図られるなど実施手法の工夫も見られた。 <p>【②今後の取組方針】:戦略的かつ着実な取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「第3期中心市街地活性化基本計画」に計上のある、各種活性化事業を着実に推進するとともに、特に活性化戦略については、令和4年11月に駅東口地区のまちびらきが行われることから、効果を駅西側に波及できるよう、魅力向上となる事業を推進していくとともに、LRTの駅西側への導入を見据え、関係課と連携して「(仮称)都心部まちづくりプラン」の策定や、街なかの商店街関係者等のLRTを活用したまちづくりの機運醸成など、官民一体となって取組を推進する。 | |
| 低・未利用地等の利活用促進 | VI-20 | 地域特性を生かした魅力 ある拠点の形成 | | エリアの魅力づくりを 通じた低・未利用地等 の解消促進 | 市民・来訪者 | 低・未利用地や道路空間 の利活用促進に向けた社 会実験の実施 | 感染症 の影響 による変 更 | 6,500 | H29 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:道路空間の利活用促進に向けた検討及び社会実験の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ下における飲食店等への支援策として、国が規制緩和した道路占用の特例制度を活用した「ストリート・デザイン・テラス」の実施に取り組むなど、街なかの賑わいの回復に一定程度寄与できた。 ・「公共空間の利活用事業」として、まち歩きによる現地調査や街頭ワークショップなどを開催し、既存の公共空間のポテンシャルや利活用の可能性を検討するとともに、取組の周知のためのシンポジウムの実施やニュースレターの発行を行った。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食を中心とした河川空間の活用を想定した釜川ふれあい広場での取組を見送った。 ・中心市街地のウォーカブルなまちづくりに向けて、東武馬車道通りにおいて道路空間を活用した居心地の良い居場所づくりの社会実験「BASHAMICHI YARD」を実施した。 <p>【②今後の取組方針】:道路空間の本格活用に向けた検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共空間の利活用については、引き続き、地域住民や地元関係者等を巻き込んだワークショップ等の開催を通して、ニーズ把握や空間の評価を行いながら、中心市街地における公共空間の使い方に関する考え方を整理する。 ・また、引き続き、東武馬車道通りの道路空間活用について検討を進めるため、地元商店街関係者等をメンバーに加えた協議会の立ち上げや、令和3年度の社会実験の検証結果を踏まえ、将来的な道路空間の活用方法も見据えながら、社会実験を実施する。 ・釜川ふれあい広場については、これまで実施してきた成果や課題を整理し、イベントの開催やオープンカフェの設置など河川空間の有効活用の手法について、地元関係者と連携しながら検討を進める。 | |

| 事業名 | 政策の柱 — 基本施策 | 施策名 | 好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs | 事業の目的 | 事業内容 | | 事業の 進捗 | R3 概算 事業費 (千円) | 開始 年度 | 日本一 施策 事業 | 「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」 | 見直し (予定) |
|--------------------|-------------------|----------------------|--------------------------------|---|-----------------------|---|-----------|-------------------------|----------|-----------------|--|-------------|
| | | | | | 対象者・物 (誰・何に) | 取組(何を) | | | | | | |
| 東部総合公園整備事業 | VI-20 | 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成 | | LRT沿線の新たな交通結節拠点として、市が主体となって長期的なまちづくりを担保し、交流人口の増加等を図れる土地利用を行うなど、LRT沿線のまちづくりを牽引する拠点を形成する。 | 市民・来訪者 | LRT沿線の新たな交通結節拠点として、周辺の地域特性を踏まえながら、賑わいや交流を創出し誰もが楽しめる魅力ある都市公園を整備する。 | 計画どおり | 24,569 | R2 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題):事業の具現化に向けた法定手続きの実施等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園整備の早期実現を図るため、地権者をはじめとする関係者の理解のもと、令和3年8月に都市計画決定、令和4年3月に事業認可を取得した。 ・事業用地の取得に向け、用地測量業務を実施した。 <p>【②今後の取組方針:円滑な用地取得や施設整備の募集要件の取りまとめ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地権者等に対し、適宜、事業に関する説明や情報提供を行い、理解促進を図りながら、着実に用地買収に取り組む。 ・官民連携の手法であるPark-PFIの活用に向けて、事業者や競技団体への意見聴取等を行うなど、特定公園施設として整備する、3x3や、BMXなどのアーバンスポーツ施設等の具体的な内容や規模等を精査し、市が負担する整備費の上限額を設定するとともに、地元営農者等の意向把握等を行いながら、地域資源を活かした公募対象公園施設の施設水準等を整理するなど、事業者の募集要件を取りまとめる。 | |
| JR宇都宮駅東口地区整備の推進 | VI-20 | 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成 | SDGs 好循環P | 本市のまちづくりをリードする新たな都市拠点の形成 | 市民・来訪者 | 公共と民間が一体となり、広域的な交流や賑わいの創出に資する交流拠点施設、商業施設などの整備等 | 計画どおり | 121,919 | H16 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題):JR宇都宮駅東口地区整備の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設のうち、交流拠点施設については、市の玄関口にふさわしい外観デザインとする等の要求内容の適合状況を確認しながら工事の進捗管理を行い、交流広場については、適切な施工管理を行うことで、令和4年度のまちびらきに向け、予定通り工事を進めることができた。 ・民間施設については、高度専門病院が開院するなど、予定通り進捗した。 <p>【②今後の取組方針:JR宇都宮駅東口地区全体のまちびらきに向けた整備の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月のまちびらきに向けて、交流拠点施設及び交流広場、複合施設棟①、分譲マンションの整備を着実に進めるとともに、複合施設棟②の建築予定地について、当該施設の着工までの間、当地区の魅力や景観を損なうことのないよう、多目的な使用に供するフリースペースとして暫定的な整備を行う。 ・複合施設棟②については、ハイブランドなホテルを確定し、早期着工ができるよう、「うつつみやシンフォニー」の代表企業である野村不動産に民間施設整備のマネジメントを実施させる。 | |
| 宇都宮大学東南部第1土地区画整理事業 | VI-20 | 地域特性に応じた安全で快適な市街地の形成 | | 防災性や利便性の高い、安全・安心で快適な居住環境を形成する。 | ・事業計画区域 ・関係権利者及び市民 | ・道路整備 ・宅地造成 | 計画どおり | 256,622 | H11 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題):道路整備及び宅地造成の推進、換地処分に向けた取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路などの公共施設整備を計画的かつ効率的に実施し、地区内の工事を概ね完了した。 ・換地処分に向け、新たな町の区域や名称について住居表示等審議会から答申されたほか、権利関係の整理や清算金を算定するなど、換地計画の作成に取り組んだ。 <p>【②今後の取組方針:換地処分に向けた取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、安全で快適な市街地を形成する上で重要な事業であることから、令和5年度の換地処分に向け、引き続き、権利関係の整理や清算金を算定し換地計画を作成するとともに、その換地計画を関係権利者に丁寧に説明し理解を得ながら、計画的に事業を推進する。 | |
| 宇都宮大学東南部第2土地区画整理事業 | VI-20 | 地域特性に応じた安全で快適な市街地の形成 | | 防災性や利便性の高い、安全・安心で快適な居住環境を形成する。 | ・事業計画区域 ・関係権利者及び市民 | ・建物移転 ・道路整備 ・宅地造成 | 計画どおり | 1,811,991 | H19 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題):建物移転、道路整備及び宅地造成の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区内の骨格を形成する都市計画道路「産業通り」については、4車線化に向け、他事業と密に連携、調整しながら重点的に整備を進めてきた。 ・また、仮換地指定や建物移転、道路整備などの公共施設整備を計画的に実施し、基盤整備を推進した。 <p>【②今後の取組方針:計画的・効率的な公共施設の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、安全で快適な市街地を形成する上で重要な事業であることから、公共施設整備を計画的かつ効率的に推進するため、引き続き、関係権利者の合意形成を図りながら、住宅密集地における建物移転を円滑に進める。 ・地区内の都市計画道路については、道路ネットワークの形成による交通利便性の向上や防災性の強化に加え、土地利用の増進など、様々な効果が期待できることから、引き続き、「産業通り」と「国道123号」の交差点改良を進め、「宇大南通り」は早期開通に向け建物移転や整備を推進していく。 | |

| 事業名 | 政策の柱 — 基本施策 | 施策名 | 好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs | 事業の目的 | 事業内容 | | 事業の 進捗 | R3 概算 事業費 (千円) | 開始 年度 | 日本一 施策 事業 | 「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」 | 見直し (予定) |
|---------------------|-------------------|--------------------------|--------------------------------|--------------------------------|-----------------------|----------------------------|-----------|-------------------------|----------|-----------------|---|-------------|
| | | | | | 対象者・物 (誰・何に) | 取組(何を) | | | | | | |
| 宇都宮鶴田第2 土地区画整理事業 | VI-20 | 地域特性に応じた安全で 快適な市街地の形成 | | 防災性や利便性の高い、安全・安心で快適な居住環境を形成する。 | ・事業計画区域 ・関係権利者及び市民 | ・建物移転 ・道路整備 ・宅地造成 | 計画 どおり | 400,209 | H11 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題)：建物移転、道路整備及び宅地造成の推進】</p> <p>住宅密集地における建物移転や道路整備、水路整備などについて、国庫補助金を積極的に活用しながら公共施設整備を重点的に行い、基盤整備を推進した。</p> <p>【②今後の取組方針：計画的・効率的な公共施設の整備】</p> <p>本事業は、安全で快適な市街地を形成する上で重要な事業であることから、公共施設整備を計画的かつ効率的に推進するため、引き続き、関係権利者の合意形成を図りながら、建物移転を円滑に進める。</p> <p>・事業が終盤を迎える状況の中、保留地処分を計画的に実施することで安定的に財源を確保し、事業を円滑に推進する。</p> | |
| 小幡・清住 土地区画整理事業 | VI-20 | 地域特性に応じた安全で 快適な市街地の形成 | | 防災性や利便性の高い、安全・安心で快適な居住環境を形成する。 | ・事業計画区域 ・関係権利者及び市民 | ・仮換地指定 ・建物移転 | 計画 どおり | 1,255,378 | H25 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題)：仮換地指定、建物移転の推進】</p> <p>・集団移転が開始され、年度内の移転予定権利者については計画通りに完了した。</p> <p>・また移転計画に沿った仮換地指定、権利者との移転補償契約、建物調査などを行い、令和4年度以降の集団移転に向けた取り組みを推進した。</p> <p>【②今後の取組方針：計画的・効率的な公共施設の整備】</p> <p>本事業は、安全で快適な市街地を形成する上で重要な事業であることから、計画的に事業を推進するため、引き続き、関係権利者の合意形成を図りながら、年度ごとの移転計画に沿った仮換地指定、及び円滑な集団移転を進める。</p> <p>・当該地区内の都心環状線においては、道路ネットワークの形成による交通利便性の向上が図られることや、事業を円滑に推進するうえで必要な公共施設整備や、権利者の建築工事の資機材搬入路となることから、早期の供用開始に向け優先的に整備を進めていく。</p> | |
| 築瀬 土地区画整理事業 | VI-20 | 地域特性に応じた安全で 快適な市街地の形成 | | 防災性や利便性の高い、安全・安心で快適な居住環境を形成する。 | ・事業計画区域 ・関係権利者及び市民 | ・仮換地指定 ・工作物等移転 ・道路整備 | 計画 どおり | 307,536 | H31 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題)：仮換地指定、工作物等移転及び道路整備の推進】</p> <p>関係権利者の協力を得ながら、計画通りに仮換地指定を実施するとともに、国庫補助事業を積極的に活用しながら、工作物等移転や道路整備などの公共施設整備を計画的に行い、基盤整備を推進した。</p> <p>【②今後の取組方針：計画的・効率的な公共施設の整備】</p> <p>本事業は、安全で快適な市街地を形成する上で重要な事業であることから、早期の事業完了に向け、引き続き、関係権利者の合意形成を図りながら、仮換地指定を完了させるとともに、工作物等移転や公共施設整備等を計画的かつ効率的に実施し、工事概成を目指していく。</p> | |
| 岡本駅西 土地区画整理事業 | VI-20 | 地域特性に応じた安全で 快適な市街地の形成 | | 防災性や利便性の高い、安全・安心で快適な居住環境を形成する。 | ・事業計画区域 ・関係権利者及び市民 | ・建物移転 ・道路整備 ・宅地造成 | 計画 どおり | 731,578 | H6 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題)：建物移転、道路整備及び宅地造成の推進】</p> <p>・駅へのアクセス性の向上を図るため、重点的に都市計画道路に係る建物移転や道路整備など国庫補助金を積極的に活用しながら公共施設整備を行い、基盤整備を推進した。</p> <p>【②今後の取組方針：計画的・効果的な公共施設の整備】</p> <p>本事業は、安全で快適な市街地を形成する上で重要な事業であることから、公共施設整備等を計画的かつ効率的に推進するため、引き続き、関係権利者の合意形成を図りながら、建物移転を円滑に進める。</p> <p>・都市計画道路の開通により、交通利便性の向上が図られ、地区内の土地利用の促進などの効果が期待できることから、都市計画道路「岡本駅西線」の早期供用開始に向け整備を進めていく。</p> | |

| 事業名 | 政策の柱 — 基本施策 | 施策名 | 好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs | 事業の目的 | 事業内容 | | 事業の 進捗 | R3 概算 事業費 (千円) | 開始 年度 | 日本一 施策 事業 | 「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」 | 見直し (予定) |
|---------------|-------------------|--------------------------|--------------------------------|--|----------------------------------|--|-----------|-------------------------|----------|-----------------|--|---------------|
| | | | | | 対象者・物 (誰・何に) | 取組(何を) | | | | | | |
| 宇都宮東部土地区画整理事業 | VI-20 | 地域特性に応じた安全で 快適な市街地の形成 | | 防災性や利便性の高い、安全・安心で快適な居住環境を形成する。 | 宇都宮東部土地区画整理事業未着手地区の関係権利者 | ・未着手地区全体(宇大西地区、A地区、C地区)の各地区に応じた対応策の構築 ・宇大西地区の課題解消に向けた地元機運醸成 | 計画 どおり | 1,320 | S47 | | 【①昨年度の評価(成果や課題)：未着手地区全体の対応策の構築、地元意向把握】 ・良好な居住環境を形成するため、これまで実施した未着手地区全体における道路や土地利用状況などの詳細な調査により、地区によって基盤整備状況が異なることが明らかになったことから、それらをもとに各地区ごとの対応策について他市の動向等も参考にしながら検討を深めることができた。 ・宇大西地区について、基盤改善の意向を示すエリアの自治会と調整し、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえながら住民等の意向を把握するためアンケート調査を実施し、地区内の基盤状況に対する課題を把握することができた。 【②今後の取組方針：未着手地区の地元意向を踏まえた対応策の構築、地元の機運醸成】 ・未着手地区全体においては、安全・安心で快適な居住環境を形成する方針について、地区の基盤整備状況を踏まえるとともに、地元の意向を把握しながら、各地区の状況に応じた対応策の早期構築に向けて取り組む。 ・また、宇大西地区においては、基盤状況の課題などの解消に向け、引き続き、地元と意見交換を行いながら、良好な居住環境の形成に向けた方針について地元との合意形成に向け機運醸成を図っていく。 | |
| 拠点公園緑地の整備 | VI-20 | 地域特性に応じた安全で 快適な市街地の形成 | | 既存公園の新たな利活用に向け、幅広い世代が使いやすく、防災機能などを兼ね備えた地域の拠点となる公園の整備 | 市民 | 地域ニーズを反映させた特色ある公園の再整備 | 計画 どおり | 274,687 | H29 | | 【①昨年度の評価(成果や課題)：水上公園再整備の推進】 水上公園の本体工事・にし西児童公園のフェンス工事を完了し、供用を開始した。 【②今後の取組方針：拠点公園緑地の整備】 実施予定なし。 | 廃止 ・ 終了 |
| 公園施設改修事業 | VI-20 | 地域特性に応じた安全で 快適な市街地の形成 | | 市民が安心して利用しやすい公園とするための遊具等の改築 | 市民 | 遊具等の改築更新 | 計画 どおり | 91,698 | H24 | | 【①昨年度の評価(成果や課題)：遊具の改築更新】 遊具の安全点検の結果に基づき、更新する遊具の優先順位を整理し、更新が必要な19公園において、社会資本整備総合交付金(防災・安全)を活用し、遊具の更新を実施した。 【②今後の取組方針：計画的な遊具等の改築更新の推進】 公園利用者の安全確保や利用促進を図るため、県などの関係機関と協議調整を図りながら、確実な財源確保に取り組むとともに、毎年度の安全点検の結果に基づき緊急度や老朽度など、優先順位を整理し、遊具等の改築更新を実施する。 | |
| 身近な生活圏の公園整備事業 | VI-20 | 地域特性に応じた安全で 快適な市街地の形成 | | 地域コミュニティ形成などの拠点となる緑と憩いの場の創出 | 市民 | 地域ニーズを反映させた公園整備 | 計画 どおり | 5,610 | H16 | | 【①昨年度の評価(成果や課題)：身近な生活圏の公園整備の推進】 無償借地制度を活用し、コストを抑制しながら市民ニーズに対応する公園整備を実施している。 【②今後の取組方針：地域ニーズを反映させた公園整備】 地域の特性に応じた個性ある公園を整備するため、新型コロナウイルス感染症の対策を講じながら、ワークショップやアンケート調査等を実施し、幅広い地域ニーズを的確に捉えた整備内容を検討する。 | |
| 宇都宮市公園愛護会支援事業 | VI-20 | 地域特性に応じた安全で 快適な市街地の形成 | | 公園愛護会の新設・育成支援 | 公園愛護活動に参加する地域団体(自治会・子ども会などの任意団体) | 公園愛護会の新設・育成に係る補助金の交付 | 計画 どおり | 3,837 | S51 | | 【①昨年度の評価(成果や課題)：愛護会による公園維持管理の促進】 ・活動のインセンティブとなる取組として、既存の愛護会に対して、ボランティア活動によりポイントが付与される「まちづくり活動応援事業」の周知を行った。 ・会員の高齢化等に伴い、愛護会の数は年々減少しているため、新たな愛護会の組織やさらなる活動促進のための方策が必要である。 【②今後の取組方針：愛護会の創設、活動支援及び制度の見直し】 新規愛護会の組織や既存愛護会の更なる活性化のため、担い手の確保につながる補助制度の見直しなど最適な支援策等を検討する。 | |

| 事業名 | 政策の柱 基本施策 | 施策名 | 好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs | 事業の目的 | 事業内容 | | 事業の 進捗 | R3 概算 事業費 (千円) | 開始 年度 | 日本一 施策 事業 | 「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」 | 見直し (予定) |
|-------------------|--------------|----------------------|--------------------------------|---|------------------------|--|-----------|-------------------------|----------|-----------------|---|-------------|
| | | | | | 対象者・物 (誰・何に) | 取組(何を) | | | | | | |
| 宇都宮駅西口南地区市街地再開発事業 | VI-20 | 地域特性に応じた安全で快適な市街地の形成 | 戦略事業 | 高次な都市機能の集積や都心居住を促進し、賑わいの創出や安全・安心で快適な市街地を形成する。 | 宇都宮駅西口南地区市街地再開発準備組合 | ・市街地再開発事業の実施に係る補助金の支出 ・職員による事業に対する技術的支援 | 計画どおり | 54,000 | R3 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題)：調査・設計等に係る事業費への助成等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地再開発事業の事業認可に向けて、準備組合が実施する事業計画の作成や地盤調査などの調査・設計に対して、補助金による支援を実施した。 ・準備組合が実施した地盤調査結果に基づく、基本設計や資金計画の精査について、助言するなど支援を行った。 <p>【②今後の取組方針：JR宇都宮駅西口にふさわしい市街地再開発事業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県都の玄関口である駅西口にふさわしい活力と魅力のある都市空間となるよう、引き続き、準備組合と連携を図るとともに、事業認可に向けて補助制度を活用し、支援するなど、着実な事業推進を図る。 | |
| 再開発促進事業 | VI-20 | 地域特性に応じた安全で快適な市街地の形成 | 戦略事業 | 市街地再開発事業を円滑かつ効率的に推進する。 | 再開発準備組合(パンバ地区、千手・宮島地区) | 市街地再開発事業の事業化に向けた施設計画作成等の専門的な支援 | 計画どおり | 5,390 | S57 | トップクラス | <p>【①昨年度の評価(成果や課題)：権利者の合意形成支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都心部における土地の合理的な高度利用による高次な都市機能の集積を図るため、市街地再開発事業を検討しているパンバ地区及び千手・宮島地区への活動支援を行った。 ・パンバ地区については、実現性のある収支計画を作成するため、国交省の新たな補助制度などの活用を踏まえた負担割合の考え方を整理し、権利者と意見交換を行った。 ・千手・宮島地区については、良好な都市空間を形成するため、公開空地や緑化などを含めた施設配置を検討し、権利者と意見交換を行った。 <p>【②今後の取組方針：事業化に向けた準備組合への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都心部における歴史や地域資源を活かしたストーリー性のあるまちづくりを進める中、大通り沿線の官民協働によるまちづくりのモデルとなるよう、それぞれの特性を活かしたコンセプトを持った施設計画を作成する。 ・事業成立に向け、多様な補助制度の活用を検討するとともに、様々な分野の事業者とヒアリングを実施し、市場価格を分析しながら資金計画の精度を高めていく。 ・地区内の合意形成が図られるよう、準備組合未加入者の加入促進を図るとともに、権利者の意向を踏まえた事業計画(案)を作成するなど、市からコンサルタントを派遣し組合への活動を支援する。 | |
| 空き家等対策推進事業 | VI-20 | 空き家・空き地対策の推進 | 好循環P 戦略事業 | 空き家の発生抑制や管理不全解消、活用促進 | 市民・空き家所有者等 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理意識啓発に係る情報提供 ・管理不全状態の解消に向けた法や条例に基づく指導等の実施 ・協力事業者の紹介などの「紹介業務」の実施(官民連携事業) ・空き家等に関する啓発などの「情報発信業務」の実施(官民連携事業) | 計画どおり | 2,433 | H24 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題)：管理不全な空き家等の解消及び官民連携事業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法や条例に基づく指導等において、指導件数のうち、空き家については約61%、空き地については約69%の問題を解決するとともに、相続人が不在の空き家に対して相続財産管理制度を適用するなど、管理不全な空き家等の解消に努めた。 ・「紹介業務」において、協力事業者の紹介に関する相談が、令和2年度と同じ110件寄せられ、17件が成約したほか、空き家の活用についての参考となるワークショップを開催した。また、「情報発信業務」においては、空き家を活用したい人材の確保や育成を図るため、空き家の活用に必要な知識や技能を体系的に学習できる機会を提供する「空き家学校」を開催したほか、令和3年度の空き家・空き地活用バンクの成約件数が、令和2年度の12件から約3倍の34件まで増加するとともに、空き家会議のホームページ上に相続等のコラムを掲載するなど、官民連携事業を着実に推進した。 一方で、管理不全な状態にある空き家は減少しているものの、空き家の総数は増加していることや、高齢者など身体的・経済的な理由などにより所有者自身による解決が困難な空き家等や不動産市場での流通が難しい未接道などの空き家等への対応が課題になっていることから、さらなる対応策を講じていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針：第2次空き家等対策計画に基づく施策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2次空き家等対策計画の方針のもと、空き家等の「発生予防」と「管理不全化抑制」の推進や、空き家をシェアオフィスやギャラリー等の居住以外の複合的な用途に利用するモデル事業を実施するなど、「宇都宮空き家会議」や関係課等と連携し、官民が一体となって施策の実施を推進していく。 | |

| 事業名 | 政策の柱 基本施策 | 施策名 | 好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs | 事業の目的 | 事業内容 | | 事業の 進捗 | R3 概算 事業費 (千円) | 開始 年度 | 日本一 施策 事業 | 「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」 | 見直し (予定) |
|----------------|--------------|--------------|--------------------------------|--|---|---|-----------|-------------------------|------------------------|-----------------|---|-------------|
| | | | | | 対象者・物 (誰・何に) | 取組(何を) | | | | | | |
| 空き家等対策地域活動費補助金 | VI-20 | 空き家・空き地対策の推進 | 好循環P 戦略事業 | 地域が取り組む空き家対策等活動の支援 | 地域活動団体 | 補助金の交付 〔発生抑制活動及び適 適管理活動〕 10万円を上限に補助 〔有効活用活動〕 40万円を上限に補助 | 計画 どおり | 1,200 | H26 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題): 空き家等対策に取り組む地域活動団体への支援実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効活用活動について、空き家を活用した地域住民の居場所作りや空き地を活用した地域交流広場整備など、地域による主体的な空き家等対策の活動を支援することができた。 ・地域が空き家等の所有者に同意を得た樹木や生垣の剪定、草刈りを行う適正管理活動などでも利用促進が図られるよう、制度の周知に取り組む必要がある。 <p>【②今後の取組方針: 地域活動団体への制度周知】</p> <p>宇都宮市自治会連合会や地域まちづくり組織における会議の場などにおいて、制度の活用事例などを示しながら、引き続き制度の周知に努めていく。</p> | |
| 空き家等対策補助金 | VI-20 | 空き家・空き地対策の推進 | 好循環P 戦略事業 | ・危険な空き家の除却促進 ・地域活性化に資する用途への空き家の活用促進 | 〔老朽危険空き家除却費補助金〕 空き家所有者等 〔再生支援事業補助金〕 地域活動団体、法人、個人 | 補助金の交付 〔老朽危険空き家除却費補助金〕 補助率3分の2で上限70万円を補助 〔再生支援事業補助金〕 補助率3分の2で上限440万円を補助 | 計画 どおり | 14,067 | H29 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題): 再生支援事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「老朽危険空き家除却費補助金」については、令和2年度より2件多い21件の危険な状態にある空き家が除却され、「再生支援事業補助金」については、令和3年度より補助対象者を地域活動団体から法人、個人にまで拡充したところ、空き家が地域コミュニティスペースや学びの場などの用途に活用された。 ・危険な空き家の除却や空き家の活用により空き家の解消に繋がるよう、さらなる制度の周知に取り組む必要がある。 <p>【②今後の取組方針: 相談者等への制度周知】</p> <p>広報紙や市のホームページにおける広報とともに、危険な空き家の除却や空き家の活用について問い合わせのある相談者に対し、補助金の利用を案内するなど、制度の周知に努めていく。</p> | |
| 都心部道路景観整備事業 | VI-20 | 都市景観の保全・創出 | | 都心部道路景観の整備 | 中心市街地に居住する市民、商店、道路利用者 | 道路景観整備 | 計画 どおり | 3,080 | | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題): 道路景観整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道3号線(ユニオン通り)において、道路管理者への引継ぎのため、電線共同溝の台帳整備を完了させた。 ・平成20年度の対象路線見直しから期間が経過し、将来的なLRTの西側への導入や、ウォークアブルなまちづくりなど中心市街地を取り巻く環境の変化に加え、防災意識の高まりなど道路のあり方が過渡期を迎えていることから、優先順位付けの再検討を行う必要がある。 <p>【②今後の取組方針: 中心市街地の良好な景観を形成する道路整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期整備路線の選定について、「道路の景観向上」の観点を基に、関連計画((仮)都心部まちづくりプラン、道路整備プログラム等)を踏まえ、客観的な評価を行い、まちづくりの新たなフェーズに沿った地元組織との意見交換等の検討を進める。 | |
| 景観啓発事業の推進 | VI-20 | 都市景観の保全・創出 | | 市民の景観に対する意識の高揚と主体的な取組の促進 | 市民・事業者 | ・うつのみや百景のPR 【隔年開催(R3実施)】 ・まちなみ景観賞の開催 ・講演会の開催 | 計画 どおり | 873 | 景観賞 H4 百景 H14 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題): 新しい生活様式を踏まえた周知・啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うつのみや百景ツアーについては、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら、参加者数の制限やソーシャルディスタンスに配慮しながら徒歩ツアーやバスツアーを適宜開催し、市民が直接景観を感じる機会をつくることにより、景観に対する意識の高揚を図ることができた。 ・パネルの展示や出前講座についても適宜開催し、市民協働による景観づくりに向けた市民参加型の啓発活動を行うことができた。 ・第20回まちなみ景観賞の開催においては、市民等の投票で選ぶ「Myみや景観部門」の創設や、記念講演会の動画配信などを行ったことで、啓発参加人数が増加し、魅力ある景観を広く市民に周知するとともに、都市景観に対する市民意識の高揚を図ることができた。 <p>【②今後の取組方針: 事業の充実と効果的な啓発】</p> <p>今後も、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、より多くの市民に景観に対する意識啓発を図るため、SNS等を活用した情報発信の充実や、関係団体との連携による、うつのみや百景の推奨回遊ルートの公開など、啓発事業の強化に取組んでいく。</p> | |

| 事業名 | 政策の柱 — 基本施策 | 施策名 | 好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs | 事業の目的 | 事業内容 | | 事業の 進捗 | R3 概算 事業費 (千円) | 開始 年度 | 日本一 施策 事業 | 「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」 | 見直し (予定) |
|-----------------|-------------------|------------|--------------------------------|-------------------------|--|---|-----------|-------------------------|--|-----------------|---|-------------|
| | | | | | 対象者・物 (誰・何に) | 取組(何を) | | | | | | |
| 地域の景観づくり組織等への支援 | VI-20 | 都市景観の保全・創出 | | 地域特性を活かした魅力ある都市景観づくりの推進 | 景観形成重点地区等の指定を目指す団体、又は景観形成重点地区内の市民・事業者、大谷石建築物の所有者 | ・景観づくりを実施する関係団体等に対する支援を実施 ・大谷石建築物の保全・活用の推進 | 計画どおり | 2,059 | 活動交付金・整備費補助金 H21 まちなみ景観保全補助金 R3 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題)：整備費補助金等の制度活用に向けた取組の実施】 広報紙やHPの他、自治会回覧や個別訪問による周知をしたことで、地域特性を活かした魅力ある都市景観づくりに向けた景観整備や大谷石建築物の修繕等に対する支援を実施することができた。</p> <p>【②今後の取組方針：支援制度の周知と活用の促進】 ・重点地区等の指定を目指す団体との連携を図りながら、景観づくり活動の内容などの検討を行うほか、重点地区指定済みの地域については、「宇都宮市魅力ある都市景観づくり整備費補助金」の周知や景観アドバイザーを活用した修繕等への助言を行うなど、地域の特性を生かした良好な景観形成に向けた支援に取り組んでいく。 ・大谷石建築物の修繕やライトアップなどの支援制度の活用事例を用いて、更なる情報発信を実施するなど、本市ならではの魅力ある景観形成に向け、大谷石建築物の保全・活用の推進に取り組んでいく。</p> | |
| 魅力ある都市景観づくりの推進 | VI-20 | 都市景観の保全・創出 | SDGs 好循環P 戦略事業 | 良好な景観形成の推進 | 市民・事業者・行政 | 景観形成重点地区指定等に向けた取組の推進 | 計画どおり | 440 | H20 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題)：景観形成重点地区指定等に向けた意見交換等の実施】 LRT沿線(駅周辺区間)において、ワークショップの意見を踏まえ、住民・事業者・行政が今後の景観形成に向けたイメージを共有するためのバースの作成をはじめ、釜川周辺地区において、地元協議会と連携し、景観形成に関するアンケートを実施するなど、景観形成重点地区指定等に向けた、地元関係者等との意見交換や、景観形成に対する検討を進めることができた。</p> <p>【②今後の取組方針：魅力ある都市景観形成に向けた取組の推進】 LRT沿線(駅東口・駅周辺区間)、釜川地区などにおいて、新型コロナウイルス感染症防止対策を行いながら、引き続き、地域住民・団体や関係機関との連携を図り、魅力ある都市景観形成に向けた、景観形成重点地区等の指定や景観づくり活動について地元理解の促進に取り組む。</p> | |

| 事業名 | 政策の柱 基本施策 | 施策名 | 好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs | 事業の目的 | 事業内容 | | 事業の 進捗 | R3 概算 事業費 (千円) | 開始 年度 | 日本一 施策 事業 | 「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」 | 見直し (予定) |
|------------------|--------------|-----------------|--------------------------------|---------------------------|---|-----------------|-----------|-------------------------|----------|-----------------|---|-------------|
| | | | | | 対象者・物 (誰・何に) | 取組(何を) | | | | | | |
| 住宅改修補助事業 | VI-21 | 安心で快適な住まいづくりの促進 | | 既存住宅の活用促進 良質な住宅ストックの形成 | 自宅の機能・性能向上のために改修工事を行う市民 | 改修費用の一部補助 | 計画以上 | 40,732 | H24 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題): 既存住宅の更なる活用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度も高齢世帯を中心に、ユニットバスへの交換等による風呂場の段差解消等のバリアフリー工事などの補助実績は419件で、過去最高となった。 ・今後、更に事業の目的を達成していく上で、住生活に係る市民ニーズ等に対応した制度の充実強化により、既存住宅の質の向上を図る必要がある。 <p>【②今後の取組方針: 良質な住宅ストックの形成に向けた支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、住み慣れた住宅の性能・機能を向上させることによる、良質な住宅ストックの形成に向けて、リフォーム関連業者への周知を強化するなど、事業の着実な推進に努めていくとともに、令和4年度の「(仮称)宇都宮市住生活マスタープラン」の策定において、令和3年度に実施した本市の住宅事情に係る基礎調査の結果も踏まえ、昨今のトレンドを踏まえた住宅性能の向上など、既存ストックの更なる有効活用に係る新たな施策の充実・強化を図る。 | 拡大 |
| 民間建築物アスベスト除去等補助金 | VI-21 | 安心で快適な住まいづくりの促進 | | アスベストの適正処理促進 | 吹付けアスベストが施工されている民間建築物の所有者 | アスベスト除去等費用の一部補助 | 計画どおり | 0 | H21 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題): 補助制度の周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やホームページ等への掲載によりアスベスト補助制度の周知に取り組んだ。 ・令和3年度は、民間建築物で2件(建設リサイクル届出、レベル1抽出)の吹付けアスベストが適正に処理された。 <p>【②今後の取組方針: 補助制度の周知強化・普及啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、引き続き、市民の健康被害を未然に防止し、良好な生活環境を確保するため、アスベストに関する注意喚起や補助制度の広報を実施する。 ・また、建設リサイクル法に基づく届出時や定期パトロールなどの機会を活用するほか、建築関係団体による研修会において周知活動を行うなどの連携を強化し、更なる普及啓発の推進に取り組む。 | |
| 木造住宅耐震改修補助金 | VI-21 | 安心で快適な住まいづくりの促進 | | 住宅の耐震化促進 | 昭和56年5月31日以前の基準で建築された木造2階建て以下の一戸建て住宅を所有する個人 | 耐震改修等費用の一部補助 | 計画どおり | 70,266 | H19 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題): 補助制度の活用・普及啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づき、戸別訪問やダイレクトメール、広報紙、関係団体による周知等により、危機意識の醸成と補助制度の案内を行った。 ・また、耐震診断により耐震化の必要性があるとされた改修未実施の住宅所有者に対して、電話等により耐震化を促すなどのフォローアップを実施した。 <p>【②今後の取組方針: 建物所有者へのフォローアップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の耐震化の周知活動については、引き続き、災害時に被害想定が大きいエリア(延焼危険性や避難困難性が高いエリア)にターゲットを絞り、関係団体との連携を図りながら、戸別訪問などにより効果的に取り組む。 ・併せて、補助制度の拡充についても周知活動を実施する。 ・改修未実施の住宅所有者に対しては、既存の当該補助金に加え、令和4年度から補助を拡充した部分改修や耐震シェルター等の制度も活用し、耐震化を促すフォローアップを継続的に実施する。 | 拡大 |
| 木造住宅耐震診断補助金 | VI-21 | 安心で快適な住まいづくりの促進 | | 住宅の耐震化促進 | 昭和56年5月31日以前の基準で建築された木造2階建て以下の一戸建て住宅を所有する個人 | 耐震診断等費用の一部補助 | 計画どおり | 3,562 | H18 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題): 普及啓発の実施及び補助制度の拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づき、戸別訪問やダイレクトメール、広報紙、関係団体による周知等により、危機意識の醸成と補助制度の案内を行った。 ・また、改修促進を図るため、令和3年度から診断費用の補助上限額を増額するなどの補助制度の拡充を行った。 <p>【②今後の取組方針: 補助制度の周知強化・普及啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の耐震化の周知活動については、引き続き、災害時に被害想定が大きいエリア(延焼危険性や避難困難性が高いエリア)にターゲットを絞り、関係団体との連携を図りながら、戸別訪問などにより効果的に取り組む。 ・併せて、補助制度の拡充についても周知活動を実施する。 | |

| 事業名 | 政策の柱 — 基本施策 | 施策名 | 好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs | 事業の目的 | 事業内容 | | 事業の 進捗 | R3 概算 事業費 (千円) | 開始 年度 | 日本一 施策 事業 | 「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」 | 見直し (予定) |
|---|-------------------|---------------------|--------------------------------|--|---|--|-------------------------|-------------------------|----------|-----------------|--|-------------|
| | | | | | 対象者・物 (誰・何に) | 取組(何を) | | | | | | |
| ようこそ宇都宮へ フレッシュマン・ 若年夫婦・子育て世帯等家賃補助 金 | VI-21 | 安心で快適な住まいづくり の促進 | 好循環P | 拠点形成の促進 都市活力の源泉とな る人口の獲得 | 居住誘導区域に転 入する若年夫婦世 帯、子育て世帯、新 卒採用者、結婚を希 望する女性 | 家賃の一部補助 制度的確な周知 | 計画 どおり | 2,700 | H17 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題): 拠点形成の促進及び都市活力の源泉となる人口の獲得】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度は、居住誘導区域への居住実績として35件、居住人口は73人増加しており、その内、市外からの転入は33件、居住人口は69人増加と申請件数の9割を占めるなど、人口獲得に一定の効果を上げることができた。 ・今後、更に事業の目的を達成していく上で、コロナ下における移住・定住動向や、制度の対象となる世帯層の動向等への適切な対応が必要である。 <p>【②今後の取組方針: 事業の着実な定着と拡充】</p> <p>更なる制度活用が図られるよう、引き続き、市内不動産業者や、東京圏の移住・定住関連窓口、「移住定住アプリ」、「サテライトオフィス」、「PRタイムズ」、「教えてミヤリ」など様々な広報媒体を活用した積極的なPR活動の展開を実施するとともに、令和4年度の「(仮称)宇都宮市住生活マスタープラン」の策定において、令和3年度に実施した本市の住宅事情に係る基礎調査の結果も踏まえ、「新しい生活様式」等の移住・定住支援に係る新たなニーズなどを反映した、居住誘導施策の充実・強化を図る。</p> | 拡大 |
| ようこそ宇都宮へ マイホーム取得 支援事業補助金 | VI-21 | 安心で快適な住まいづくり の促進 | 好循環P | 拠点形成の促進 定住人口の獲得 | 居住誘導区域等に 定住しようとする世 帯 | ・住宅取得費の一部補助 ・制度的確な周知 ・住宅金融支援機構との 連携事業(フラット35の金 利優遇)の実施 | 計画 以上 | 112,250 | H26 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題): 拠点形成の促進及び定住人口の獲得】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度には、居住誘導区域等への定住実績として460件、定住人口は1,288人増加となり、その内、市外からの転入は69件、定住人口は285人増加となるなど、拠点形成の促進を図ることができた。 ・今後、更に事業の目的を達成していく上で、コロナ下における移住・定住動向や、制度の対象となる世帯層の動向等への適切な対応が必要である。 <p>【②今後の取組方針: 事業の着実な定着と拡充】</p> <p>更なる制度の活用が図られるよう、引き続き、市内不動産業者や、東京圏の移住・定住関連窓口、「移住定住アプリ」、「サテライトオフィス」、「PRタイムズ」、「教えてミヤリ」など様々な広報媒体を活用した積極的なPR活動の展開を実施するとともに、令和4年度の「(仮称)宇都宮市住生活マスタープラン」の策定において、令和3年度に実施した本市の住宅事情に係る基礎調査の結果も踏まえ、「新しい生活様式」等の移住・定住支援に係る新たなニーズなどを反映した、居住誘導施策の充実・強化を図る。</p> | 拡大 |
| 建築士による住宅相談事業 | VI-21 | 安心で快適な住まいづくり の促進 | | 住宅問題に対する市 民の不安解消 安心・良質な住まいづ くりの推進 | 住宅に関する悩み事 を抱える市民 | 一級建築士による住宅相 談会の実施 | 感染症 の影響 による変 更 | 0 | H14 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題): 住宅問題に対する不安解消に向けた相談支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、相談事業を実施できなかったことから、今後は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、開催を検討する必要がある。 <p>【②今後の取組方針: 多様化する相談への適切な対応】</p> <p>・より一層の事業周知に向け、市民に対し各種広報活動を行い利用促進を図るとともに、多様化する相談への適切な対応ができるよう、移住・住みかえ支援機構や住宅金融支援機構などの関係団体との連携を図りながら、今後の相談窓口の在り方等について検討していく。</p> | 改善 |
| 市営住宅整備事業 | VI-21 | 安心で快適な住まいづくり の促進 | | 住宅セーフティネット 機能の向上 | 老朽化した市営住宅 | 計画的な修繕工事の実施 | 計画 どおり | 988,247 | | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題): 市営住宅の機能向上に向けた取組の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度においても、市営住宅の整備工事や修繕工事を着実に実施したことにより、住宅ストックの機能向上及び長寿命化を図ることができた。 ・また、宝木市営住宅については、団地再生基本計画に基づき、1～3号棟の耐震補強工事や、耐用年数を経過し老朽化が進んでいる29～44号棟の除却工事など、着実な団地再生を推進した。 <p>【②今後の取組方針: 宝木市営住宅団地再生事業の着実な推進】</p> <p>令和4年度は、4～6号棟の耐震補強工事を予定しているところであり、地元自治会や庁内関係課等との連携を図りながら、住民説明会などにおける丁寧な説明や、騒音対策として利用できる休憩室の確保などを行い、入居者の安全を確保しながら、事業に取り組む。</p> | |

| 事業名 | 政策の柱 — 基本施策 | 施策名 | 好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs | 事業の目的 | 事業内容 | | 事業の 進捗 | R3 概算 事業費 (千円) | 開始 年度 | 日本一 施策 事業 | 「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」 | 見直し (予定) |
|----------------|-------------------|-----------------|--------------------------------|-------------------------|----------------------------|--|-----------|-------------------------|----------|-----------------|---|-------------|
| | | | | | 対象者・物 (誰・何に) | 取組(何を) | | | | | | |
| 地域優良賃貸住宅供給促進事業 | VI-21 | 安心で快適な住まいづくりの促進 | | 良質な住宅ストックの形成 | 地域優良賃貸住宅を供給する事業者 | 家賃の一部補助 | 計画どおり | 260 | H8 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題)】: 居住の安定に向けた良質な民間賃貸住宅の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て世帯や高齢者世帯などに対し、良質な民間賃貸住宅の提供を通じた居住の安定を図るため、家賃の一部補助を実施した。 地域優良賃貸住宅の需要と供給は低減している一方、今後も高齢者世帯の更なる増加が見込まれることから、生活利便性等にも配慮した住宅の確保が必要である。 <p>【②今後の取組方針】: NCCの形成に資するサービス付き高齢者向け住宅の供給促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域優良賃貸住宅は、令和3年度に全ての住戸の管理を終了しており、今後は、NCCのまちづくりに即しながら、サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進する。 | 縮小 |
| 宇都宮市森づくり活動推進事業 | VI-21 | 水と緑の保全・創出 | | 緑地保全と緑化の普及啓発 | 市内で森づくり等を目的に活動する法人 | 市民を対象に実施する、緑地保全・緑化普及啓発を目的とした森づくり活動事業に対する助成 | 計画どおり | 340 | R2 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題)】: 交付事業を活用した普及啓発の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 「宇都宮市森林環境基金」を原資として、緑地保全等に係る活動を市内で精力的に行っている法人を対象に、本事業を実施(普及啓発事業にかかる経費を補助)することで、緑地保全・緑化普及啓発の促進を図ることができた。 引き続き、事業の広報・周知に努め、本助成制度をより効果的に、広く活用してもらえような検討が必要である。 <p>【②今後の取組方針】: 基金を活用した効果的な普及啓発の促進・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> みどり豊かな環境を将来に引き継いでいくため、緑地の保全や市民に対する普及啓発を図ることができるよう募集を行い、効果的な支援となるよう取り組む。 | |
| 都市緑化の推進 | VI-21 | 水と緑の保全・創出 | | 都市緑化の普及啓発と市民協働による緑空間の創出 | ・市民、事業者 ・民有地、公有地、公共公益施設 | 市民・事業者・行政の協働による花いっぱいのもちづくりの促進 | 計画どおり | 4,524 | S60 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題)】: 事業内容の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市緑化の推進については、記念樹引換券の見直しや各種緑化緑化事業等におけるPRなど、これまで実施してきた取組の効果により、出生記念樹の引換率および地域緑化花苗の配布数が増加した。 中心市街地緑化事業においては、市内の高校や緑化ボランティア等との連携を図りながら、JR宇都宮駅周辺などに華やかな緑空間を創出した。 みはし通りとユニオン通りにおいては、花苗配布事業の活用や、植替え時のアドバイス等を行うことで、商店街が主体となった緑化活動に繋げることが出来た。 市内の小学校等と連携して設置しているまちなか花壇においては、令和4年に行われる「いちご一会とちぎ国体」の実行委員会と連携して事業を実施することで、緑化活動の情報を広く発信することができた。 各事業を実施する際は、宇都宮市花と緑のまちづくり推進協議会と連携しながら、随時SNS等による情報発信を行うことで、事業の更なるアピールを図ることが出来た。 <p>【②今後の取組方針】: 市民・高校生・緑化ボランティア等と連携した効果的な緑化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑化に対する市民意識の高揚と市民主体による効果的な緑化活動を促進していくため、各種緑化事業がより効果的で効率的な事業となるよう、事業者等への働きかけも含め、検討を行う。 中心市街地の魅力づくりや賑わいづくりとなる緑化活動を推進するため、市民・高校生・緑化ボランティア・専門家等との連携を図る。 JR宇都宮駅周辺の緑化やまちなか花壇については、国体の開催に合わせて来訪者を意識した華やかな緑空間の創出に努める。 | |

| 事業名 | 政策の柱 — 基本施策 | 施策名 | 好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs | 事業の目的 | 事業内容 | | 事業の 進捗 | R3 概算 事業費 (千円) | 開始 年度 | 日本一 施策 事業 | 「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」 | 見直し (予定) |
|-------------------------|-------------------|-----------|--------------------------------|-------------------------|---|---|-------------|-------------------------|-----------|-----------------|--|-------------|
| | | | | | 対象者・物 (誰・何に) | 取組(何を) | | | | | | |
| 緑化推進及び緑地保全団体への支援 | VI-21 | 水と緑の保全・創出 | | 市民協働による都市緑化の促進と緑地の保全・活用 | ・宇都宮市花と緑のまちづくり推進協議会 ・(公財)グリーントラストうつのみや | ・花と緑の普及啓発を目的とする団体及び緑豊かなまちづくりを目的とする公益財団への活動費補助 | 計画どおり | 9,377 | H13 H3 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:市民主体の緑化事業の推進及び財団と連携した緑地の保全・活用 ・協議会の会員が地域に密着した形で自主的に緑化活動を行っており、市民主体の緑化推進を支援することができた。 ・財団と連携し、戸祭山緑地等の公有地の保全や活用に取り組むとともに、市の出資法人である財団が適切な運営が行えるよう、支援や情報提供に取り組むことができた。 ・引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響下における各団体の運営を支援していく必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針】:充実した事業運営等のための支援 より多くの市民が自然の大切さを理解し、緑を保全する活動や緑化を推進する活動に参画できるよう、各種団体等と緊密に連携しながら、戸祭山緑地等の公有地の保全・活用や、各種緑化推進事業に取り組むとともに、適切な団体運営や充実した事業運営が行えるよう、更なる財源の確保や、新型コロナウイルス感染症拡大防止などの必要な支援や情報提供に取り組む。</p> | |
| 緑化の普及啓発 | VI-21 | 水と緑の保全・創出 | | 市民の身近な緑化に関する普及啓発 | 市民 | 緑化の普及啓発のための各種緑化講習会の実施 | 計画どおり | 1,183 | S56 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:新型コロナウイルス感染症対策を講じた講習会等の開催 ・各種緑化講習会については、新型コロナウイルス感染症の影響をふまえて、定員を通常の半数とし、ソーシャルディスタンスを確保するなどの感染防止策を講じながら開催した。 ・市内の専門学校協力のもと、講習会の動画を撮影・配信することで、会場で参加できない市民も含めた受講機会の確保を図ることができた。</p> <p>【②今後の取組方針】:新型コロナウイルス感染症に配慮した受講者獲得の取組 ・各種緑化事業において緑化講習会のPRを行い、新規受講者増加に取り組むとともに、再受講希望につながるよう、講習内容の充実を図る。 ・感染防止策として受講定員を半数としていることから、開催回数の増加や動画の配信を行うことで受講機会の拡大に努めていく。</p> | |
| 宇都宮市花と緑のフェスティバルうつのみや交付金 | VI-21 | 水と緑の保全・創出 | | 緑化の普及啓発と緑化意識の高揚 | 宇都宮市花と緑のまちづくり推進協議会 | 「花と緑のフェスティバル」を実施するための交付金を交付 | 感染症の影響による変更 | 2,227 | H14 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:コロナ下に対応した開催方法の変更 ・令和3年度は、コロナ下においても安心して楽しめるよう、城址公園での単日開催から、中心市街地を活用した複数日開催とする開催方法に変更した。 ・中心市街地3箇所に設置したモデルガーデンを巡る「花と緑のウォークラリー」と、市民が自身で彩ったガーデンの写真をSNS等で募集・表彰する「Myガーデンコンテスト」を実施することで、開催方法を変更しながらも、効果的な緑化の普及啓発を図ることが出来た。</p> <p>【②今後の取組方針】:コロナ禍に対応した開催方法の検討 コロナの状況をふまえながら、市民が安心して参加できる開催方法を検討し、花と緑の大切さや緑化活動に関わるきっかけの提供に努めていく。</p> | |
| 里山・樹林地の保全・整備 | VI-21 | 水と緑の保全・創出 | | 都市緑地の適切な維持管理と保全・活用 | 都市緑地 約59.0ha 【内訳】 戸祭山緑地 約26.0ha 鶴田沼緑地 30.9ha 上戸祭緑地 約2.1ha | ・公有地化した緑地の適切な維持管理 ・先行取得用地の買戻し及び未取得用地の計画的な買収 ・都市計画事業変更に係る事務手続き | 計画どおり | 514,482 | H元 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:都市緑地の保全・活用 ・(公財)グリーントラストうつのみやと連携し、計画的・効果的な維持管理を行い、都市緑地の保全に取り組むことができた。 ・市街化区域に残る貴重な里山である鶴田沼緑地における都市計画事業の事業期間が満了を迎えたことから、引き続き保全・活用していくため、利用者の利便性向上のための整備に必要な事業区域の拡大と事業期間を延伸する変更認可を県から取得することができた。</p> <p>【②今後の取組方針】:都市緑地の保全・活用及び未取得用地の計画的な買収 ・都市緑地として公有地化したまとまりのある緑を良好な樹林地として保全していくため、適宜、(公財)グリーントラストうつのみやと連携しながら、各樹林地の特性を踏まえた管理方法により、効果的かつ適切な維持管理を行っていく。 ・鶴田沼緑地を市民が身近に親しめる憩いの場として活用していけるよう、国庫補助金を活用しながら未取得用地の計画的な買収を進めていく。</p> | |

| 事業名 | 政策の柱 — 基本施策 | 施策名 | 好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs | 事業の目的 | 事業内容 | | 事業の 進捗 | R3 概算 事業費 (千円) | 開始 年度 | 日本一 施策 事業 | 「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」 | 見直し (予定) |
|-----------------|-------------------|-----------|--------------------------------|-------------------|---------------------------------|--|---|-------------------------|----------|-----------------|---|-------------|
| | | | | | 対象者・物 (誰・何に) | 取組(何を) | | | | | | |
| 河川愛護活動事業 補助金 | VI-21 | 水と緑の保全・創出 | | 河川愛護活動の推進 | ・宇都宮市河川愛護 会に所属する河川愛 護グループ | ・河川愛護活動への支援 ・会報の発行 ・意見交換会の実施 | 計 画 ど お り | 1,918 | S45 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題):河川愛護活動への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川PR展を開催し、市民が主体的に取り組む河川愛護活動の普及啓発を実施した。 ・新型コロナウイルス感染症の予防対策を徹底し、規模を縮小した上で、宇都宮市河川愛護会設立50周年記念大会を実施した。 ・愛護会参加者の高齢化などによる担い手不足への対応が必要となっている。 <p>【②今後の取組方針:河川愛護グループ活動の活性化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛護会活動のPRやイベント補助金を活用した普及啓発を行い、河川愛護活動を支援していく。 ・今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症の国や県、本市の対応方針を踏まえ、感染予防対策を講じながら、総会等を開催していくとともに、河川愛護グループのメンバーの若返りや愛護活動の活性化に向けて、グループとの意見交換の開催や河川清掃イベントを活用し、新たな担い手の発掘・育成に取り組む。 ・「総合治水・雨水対策」の推進に向けたオープンハウスでの周知啓発等の機会を通じ、さらなる河川愛護意識の向上と活動の普及・啓発により、河川愛護活動参加者の増加に向けて取り組む。 | 改善 |
| 河川環境基金事業 | VI-21 | 水と緑の保全・創出 | | 河川環境保全意識の 普及啓発 | ・市内全域の市民 | ・基金を利用した市民参 加イベントの実施 ・イベント補助金の交付 | 感 染 症 の 影 響 に よ る 変 更 | 624 | H3 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題):河川環境基金を活用したイベントの充実による普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例年開催している「川の日クリーン作戦イベント」は、新型コロナウイルスの影響で中止になった。 ・河川愛護会のイベント補助金については、「鬼怒川での自然観察会」を開催した1団体に交付した。 ・河川環境保全意識の普及啓発に向けた効果的なイベントの開催を検討していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:河川環境基金を活用したイベント参加者の増加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も新型コロナウイルス感染症の国や県、本市の対応方針を踏まえ、感染予防対策を講じながら川の日クリーン作戦のイベント等を開催し、市民の河川環境保全意識の向上に努める。 ・良好な河川環境の形成及び保全に寄与するため、愛護活動に対する補助金などの支援により、市民の河川愛護意識の醸成を図るとともに、「総合治水・雨水対策」の推進に向けたオープンハウスでの周知啓発等の機会を通じ、市民の環境保全意識の向上と普及啓発に取り組む。 | |

| 事業名 | 政策の柱 基本施策 | 施策名 | 好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs | 事業の目的 | 事業内容 | | 事業の 進捗 | R3 概算 事業費 (千円) | 開始 年度 | 日本一 施策 事業 | 「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」 | 見直し (予定) |
|----------------------|--------------|---------------|--------------------------------|---------------------------------|-----------------|---|-----------|-------------------------|----------|--|-----------------------------|-------------|
| | | | | | 対象者・物 (誰・何に) | 取組(何を) | | | | | | |
| LRT整備の推進 | VI-22 | 公共交通ネットワークの充実 | SDGs 好循環P 戦略事業 | JR宇都宮駅東側のLRTの整備及び駅西側のLRTの導入 | 市民、沿線関係者、企業 | <ul style="list-style-type: none"> ・JR宇都宮駅東側のLRT整備 ・JR宇都宮駅西側のLRT導入に向けた検討 ・LRT事業に関する市民理解の促進 | 計画どおり | 18,881,274 | H6 | <p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:JR宇都宮駅東側のLRTの整備及び駅西側のLRTの導入の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR宇都宮駅東側について、ルート全線で整備工事の最終段階となるレール敷設などの軌道工事や停留場整備、電車線工事を実施するなど着実に整備を進めた。 ・広報紙や動画など、様々な媒体を活用した「幅広い情報発信」やオープンスクエア、各地区市民センター等における移動型オープンハウスでの直接の意見交換による「双方向の取組」を通じて、まちづくりの効果や整備の進捗状況など、最新の情報を提供するとともに、車両納入を機にライトライン見学会を継続して開催することにより、多くの方に「参加・体験型の取組」を通じて、市民理解の促進及び機運の醸成に取り組んだ。 ・LRT導入後の交通ルールについて、オープンスクエアや出前講座などで説明するとともに、県や県警など関係機関の協力を得ながら、免許センター等でのチラシ設置や映像放映を実施するなど、情報発信に取り組んだ。 ・JR宇都宮駅西側について、整備区間の検討を行うとともに、桜通り十文字付近までの導入空間の検討や道路管理者等の関係機関と協議を実施した。 <p>【②今後の取組方針】:JR宇都宮駅東側のLRTの整備及び駅西側のLRTの導入の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR宇都宮駅東側については、引き続き、安全対策を講じながら、レール敷設などの軌道工事や停留場整備、電車線工事などの各種整備に取り組むとともに、芳賀町や宇都宮ライトレール株式会社と連携し、国などの関係機関と調整を行いながら、竣工検査や試運転、運輸開始認可の法定手続きなど、開業に向けた取組を進める。 ・また、開業記念事業やドネーション、ネーミングライツの募集など、市民参加・体験の取組を行うことで、公共交通の利用転換につながるよう機運の醸成を図る。 ・啓発動画や周知チラシを交通安全教室で活用するなど、様々な機会を捉えたLRT交通安全教育に取り組むとともに、YouTube等での周知に加え、県庁の出先機関や関係施設(博物館や道の駅)、免許センター等での映像放映、さらには公共交通利用促進と合わせて交通ルールについて全戸周知を行うなど、引き続き、県や県警など関係機関の協力を得ながら、全市民に対し、幅広く交通ルールの周知啓発を図る。 ・JR宇都宮駅西側のLRT導入については、桜通り十文字付近から西側を含め、軌道施設を道路空間に導入した際の影響の調査・検討や、関係機関との協議を実施した上で、整備区間を示し、その後、特許取得に向けた整備に係る各種検討を行うとともに、まちづくりと連携を図りながら、地元商店街やまちづくり関係団体の方々へ事業化に向けた検討状況について説明し、意見交換を行うなど、LRTの導入に向けた機運の醸成を図る。 ・JR宇都宮駅東側における整備の進捗状況、JR宇都宮駅西側の事業化に向けた検討状況について、オープンスクエアや広報紙、動画など、様々な媒体を通じて、分かりやすい情報発信に取り組む。 | | |
| JR宇都宮駅西側におけるバス路線再編事業 | VI-22 | 公共交通ネットワークの充実 | SDGs 好循環P 戦略事業 | LRTや地域内交通と連携した効率的で利便性の高いバス路線の構築 | 交通事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・駅西側におけるLRT導入を見据えたバス路線再編の検討 | 計画どおり | 0 | H28 | <p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:ネットワークイメージの具体化に向けた検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR宇都宮駅西側のLRT整備の検討状況を踏まえ、LRTとの役割分担について、都心部における交通結節点での発着や運行経路、都心部と拠点間を結ぶ路線の運行本数の検討など、バス路線再編の具体化に向けた取組を進めている。 ・今後予定している駅西側LRTの整備区間の決定を踏まえながら、再編後のバスの運行経路や鉄道駅・トランジットセンターでの結節など、「将来の公共交通ネットワークイメージ」の更なる具体化を図るため、バス事業者などと適宜協議しながら検討を進めていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針】:ネットワークイメージの具体化に向けた検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅西側LRTの整備区間や現況のバスの利用実態などを踏まえ、LRTとの適切な役割分担や利用者の乗り継ぎ負担の軽減などの観点から、バス路線再編案について検討を進めるとともに、市内全域のバス路線再編の前提となる「地域公共交通計画」をバス事業者など関係者と適宜協議しながら策定する。 ・鉄道駅やトランジットセンターなど各交通結節点におけるバスの結節について、関係部局と連携を図りながら検討を行う。 | | |

| 事業名 | 政策の柱 — 基本施策 | 施策名 | 好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs | 事業の目的 | 事業内容 | | 事業の 進捗 | R3 概算 事業費 (千円) | 開始 年度 | 日本一 施策 事業 | 「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」 | 見直し (予定) |
|----------------------|-------------------|---------------|--------------------------------|---|-----------------|---|-------------|-------------------------|----------|-----------------|---|-------------|
| | | | | | 対象者・物 (誰・何に) | 取組(何を) | | | | | | |
| JR宇都宮駅東側におけるバス路線再編事業 | VI-22 | 公共交通ネットワークの充実 | SDGs 好循環P 戦略事業 | LRTや地域内交通と連携した効率的で利便性の高いバス路線の構築 | 交通事業者 | 駅東側におけるLRT導入を見据えたバス路線再編の検討 | 計画どおり | 0 | H27 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題)：再編案に関するバス事業者との合意形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再編後のバス路線の経路、便数、ダイヤ等の運行内容について、バス事業者や周辺自治体、教育機関、企業等の関係機関との協議・調整を実施し、バス事業者との概ねの合意形成を図った。 ・再編後のバス路線の運行内容を取りまとめた、「駅東側バス路線再編計画(地域公共交通利便増進実施計画)」の策定に向けて、再編案について、市民理解の促進を図るため、地域住民や企業等の意見・意向等を確認する必要がある。 ・LRTの導入やバス路線の再編により、公共交通ネットワークが大きく変化することから、市民が混乱なく利用できるよう、再編後のバス路線について、広く周知を図る必要がある。 ・今後のLRTの開業と合わせたバス路線の再編の実施に向けた準備を着実に進める必要がある。 <p>【②今後の取組方針：バス路線再編の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「駅東側バス路線再編計画(地域公共交通利便増進実施計画)」の策定にあたり、地域住民や通勤バスを運行するLRT沿線企業等との意見交換や、パブリックコメントにより広く意見聴取し、適宜、再編計画に反映していく。 ・再編後のバス路線について、広報紙や市ホームページでの周知のほか、住民説明会の開催や、公共交通利用促進運動(MOVE NEXT UTSUNOMIYA)と連携した、パンフレットの全戸配布など、様々な機会を捉えて周知を図っていく。 ・新設路線の運行事業者の選定や、バス停の新設等の準備を進め、LRTの開業と合わせて、バス路線の再編を確実に実施していく。 | |
| 上河内地域路線バス運行事業 | VI-22 | 公共交通ネットワークの充実 | SDGs | 上河内地区における通勤・通学など日常生活の移動手段の確保 | 上河内地区の住民 | 上河内地域路線バスの運行 | 計画どおり | 19,641 | H13 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題)：地域住民の移動手段の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上河内地域路線バスの運行については、地域住民の移動手段確保のため、引き続き、市が主体となって当該路線の運行を行った。 ・引き続き地域住民の移動手段の確保を図るとともに、移動需要に応じた効率的な運行が出来るよう、運行方法についての検討を行う必要がある。 <p>【②今後の取組方針：効率的な運行方法の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス事業者や地域運営組織、運行事業者と協議・調整を行うとともに地域や小学校と意見交換を行い、路線バスや地域内交通の活用などを検討していく。 | |
| 交通ICカード導入支援事業 | VI-22 | 公共交通ネットワークの充実 | SDGs 好循環P 戦略事業 | 運賃支払の簡略化と、これに伴う定時性・速達性の向上・乗り継ぎの円滑化など、公共交通の利便性向上 | ・交通事業者 ・市民等 | ・地域内交通へのICカードシステムの導入 ・市民をはじめ、公共交通利用者へのICカード導入に係る周知 | 感染症の影響による変更 | 108,121 | H25 | 先駆的 | <p>【①昨年度の評価(成果や課題)：地域内交通へのICカードシステムの導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界的な半導体不足の影響により、当初予定していた台数の導入ができなかったものの、システム開発事業者やタクシー事業者と連携しながら、令和4年度上半期中の地域内交通へのICカードシステム導入に向け、機器の開発を実施し、車両への整備を開始することができた。 ・市民の誰もがICカードを利用できるよう、地域内交通へのICカードシステムの円滑な導入を図り、ICカードに係る運営体制を確立するとともに、利用者への周知を徹底する必要がある。 <p>【②今後の取組方針：サービスの運用開始と利用者への周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内交通へのICカードシステムの円滑な導入が図られるよう、運行事業者やシステム開発事業者と連携を図りながら、速やかに車両への機器の搭載を図るとともに、運行事業者の乗務員への教育・研修の充実を図るなど、着実に準備を進めていく。 ・ICカードで支払った運賃の地域運営組織への円滑な支払いができるよう、地域運営組織、運行事業者、市による「地域内交通ICカード運営協議会」の設立や精算業務のフローを明確化するなど、精算体制を確立する。 ・公共交通利用促進運動「MOVE NEXT UTSUNOMIYA」やバスと地域内交通の乗継割引制度の導入と併せてICカードの利用者への周知を図っていく。 | |

| 事業名 | 政策の柱 基本施策 | 施策名 | 好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs | 事業の目的 | 事業内容 | | 事業の 進捗 | R3 概算 事業費 (千円) | 開始 年度 | 日本一 施策 事業 | 「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」 | 見直し (予定) |
|-----------------|--------------|---------------|--------------------------------|------------------------|---------------------------|-----------------------|-----------|-------------------------|----------|-----------------|---|-------------|
| | | | | | 対象者・物 (誰・何に) | 取組(何を) | | | | | | |
| 市街地における生活交通確保事業 | VI-22 | 公共交通ネットワークの充実 | SDGs 好循環P | 市街地における日常生活の移動手段の確保 | 市街地における生活交通の導入に向けた住民検討組織等 | 市街地における生活交通の導入に向けた支援 | 計画 どおり | 10,361 | H26 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題):生活交通確保に向けた地域の取組支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石井地区においては、令和3年4月より「スマイル石井号」を本格運行を開始したことに伴い、高齢者外出支援事業が導入されたほか、目的施設の追加を行い利便性の向上に向けた支援を行った。 ・峰地区や明保地区においては、運行診断の実施や運行ルート(案)の作成などの導入に向けた具体的な取組を支援し、細谷・上戸祭地区においても、勉強会の実施など域内交通に対する意識醸成への支援を行った。 ・引き続き、各地域の特性や意向に応じた導入支援を行うとともに、今後の導入地区の広がりを見据え、地域の持続的な運営に向けた支援制度の検討を行う必要がある。 <p>【②今後の取組方針:持続的な運行と生活交通確保に向けた地域の取組支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討を進めている峰地区や明保地区、細谷・上戸祭地区に対し、運行ルートの作成やアンケート調査の実施など検討の熟度に応じた各取組を支援する。特に、明保地区については、令和5年2月に運行が開始できるよう、関係機関との調整を行うなど、必要な支援を行っていく。 ・郊外部と市街地における支援体制の相違などを考慮しながら、地域に過度の負担がかからない支援制度を検討していく。 | |
| 生活バス路線維持事業 | VI-22 | 公共交通ネットワークの充実 | SDGs | バス路線の維持・存続 | 市内でバス路線を運行する乗合バス事業者 | 赤字のバス路線の運行に対する補助 | 計画 どおり | 100,589 | H14 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題):国・県協調補助の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響による事業者の収益の減少に伴い、従来であれば補助対象路線から除外されてしまう路線に対し、引き続き補助が受けられるよう国・県と連携しながら、要件緩和を実施し、市内148路線のうち、50路線に対して、赤字のバス路線の運行に対する補助を行い、バス路線の維持・存続を図った。 ・バス路線の維持・存続を図るためには、引き続き国・県と連携しながら、赤字バス路線の運行に対する補助を実施していく必要がある。 ・NCC形成に資するバス路線の充実に向けて、支援策の充実を図る必要がある。 <p>【②今後の取組方針:国・県協調補助の継続及び新たな支援制度の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民生活の交通手段を確保するため、引き続き国・県と協調しながら、赤字のバス路線の運行に対する補助を行うとともに、新型コロナウイルスの影響を踏まえた支援が行えるよう、国・県に働きかけていく。 ・拠点間を結ぶ幹線路線など、バス路線の充実に向けて、市単独による新たな支援制度を構築する。 | |
| 都市交通戦略推進事業 | VI-22 | 公共交通ネットワークの充実 | SDGs | 「宇都宮都市交通戦略」の効果的・効率的な推進 | ・市民 ・交通事業者 ・行政 | 都市交通戦略に掲げた施策・事業等の進行管理 | 計画 どおり | 0 | H21 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題):各施策・事業の推進・達成状況の取りまとめ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第2次宇都宮都市交通戦略」に掲げた各施策・事業について、各実施主体における実施状況や目標の達成状況を取りまとめ、進捗状況に関する評価を行うとともに、「宇都宮都市交通戦略推進懇談会」を開催し、各委員からの意見を聴取した。 <p>【②今後の取組方針:第2次宇都宮都市交通戦略に基づく各施策・事業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目指す都市交通の将来像の実現に向けて、「第2次宇都宮都市交通戦略」に掲げた各施策・事業の進捗状況等を確認しながら、効果的かつ効率的に都市交通戦略の推進を図るとともに、新型コロナウイルスの影響によるライフスタイルの変容などを踏まえ、必要に応じて施策事業の見直しを行っていく。 | |

| 事業名 | 政策の柱 — 基本施策 | 施策名 | 好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs | 事業の目的 | 事業内容 | | 事業の 進捗 | R3 概算 事業費 (千円) | 開始 年度 | 日本一 施策 事業 | 「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」 | 見直し (予定) |
|----------------------------|-------------------|---------------|--------------------------------|-------------------|------------------------------|--|-------------|-------------------------|----------|-----------------|---|-------------|
| | | | | | 対象者・物 (誰・何に) | 取組(何を) | | | | | | |
| 県央地域公共交通活用促進協議会 | VI-22 | 公共交通ネットワークの充実 | | 県央地域における公共交通の利用促進 | 県央地域(3市5町)の市民 | 県央地域における公共交通利用促進策の実施 | 感染症の影響による変更 | 500 | H17 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題)：県央地域における公共交通利用促進】 新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定していたLRT車両・車両基地の見学会やSNSキャンペーン等が実施出来なかったものの、公共交通に対する安心感の醸成に向けて、ホームページに各交通事業者のコロナ対策の取組をまとめるとともに、県央協議会公式Instagramを活用し、公共交通の利用促進を図った。また、公共交通の利用促進及びtotraの普及促進を図るため、県央協議会オリジナル啓発グッズを作成した。</p> <p>【②今後の取組方針：広域的な公共交通の利用促進・利便性向上に向けた検討】 芳賀・宇都宮東部地域におけるLRTの開業やバス路線再編などにより、県央地域における公共交通ネットワークの充実が図られることから、このタイミングを捉え、公共交通利用促進運動「MOVE NEXT UTSUNOMIYA」と連携し、県央協議会オリジナル啓発グッズの配付やSNSキャンペーンの実施、LRT車両及び車両基地見学会の開催など、周辺市町と連携した広域的な公共交通の利用促進策について検討していく。</p> | |
| 公共交通利用環境整備促進事業 | VI-22 | 公共交通ネットワークの充実 | SDGs | 公共交通利用者の利便性の向上 | 市内で生活バス路線を運行する乗合バス事業者、企業、団体等 | 利用者の多いバス停や地域内交通との乗継ポイントとなるバス停などの待合環境整備に対する補助 | 感染症の影響による変更 | 1,000 | H15 | | <p>①昨年度の評価(成果や課題)：バス事業者等における利用環境整備の促進・支援 ・新型コロナウイルス感染症の影響による事業者の収益減少に伴い、事業者による計画的な設備投資が難しい状況にあったことから、令和3年度については、事業者において待合環境の整備を見送ることとした。 ・事業者による計画的な設備投資が難しい中、ハード面だけではなく、ソフト面での利用者の利便性が向上する取組の検討が必要である。</p> <p>【②今後の取組方針：新たな利用環境整備の実施】 乗り継ぎポイントのバス停等にQRコードを掲出し、スマートフォンで読み取ることでバスの接近情報を手軽に確認できるサービスを導入する。</p> | 改善 |
| 公共交通利用促進事業 (運行経費補助) | VI-22 | 公共交通ネットワークの充実 | | 公共交通の利便性向上と利用促進 | ・市民 ・バス事業者 | 新設社会実験実施路線からバス事業者の自主運行へ移行したバス路線の運行費用に対する補助 | 計画どおり | 1,257 | | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題)：本格運行への移行】 本格運行に移行した令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数が大幅に減少したものの、令和3年度においては回復傾向となった。引き続き、利用者数の拡大に向けた利用促進を図る必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針：篠井ニュータウン線の運行における補助】 ・篠井ニュータウン線については、都市拠点と地域拠点を結ぶ路線として、本市が目指すNCCの形成に向けて必要な路線であるため、引き続き、市の支援を継続することで、持続可能な運行を目指していく。 ・上限運賃制度や今年度導入予定のバスと地域内交通の乗継割引制度などの取組を通して、更なる利用者数の増加を図っていく。</p> | |
| 公共交通利用促進事業 (運賃負担軽減策の実施) | VI-22 | 公共交通ネットワークの充実 | | 公共交通の利便性向上と利用促進 | ・市民 ・交通事業者 | 公共交通の運賃負担軽減策の実施による利便性向上と利用促進 | 計画どおり | 13,738 | | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題)：バスの上限運賃制度の導入、LRTーバス、地域内交通間の乗継割引制度の制度設計】 ・日中(9時～16時)のバス1乗車あたりの運賃の上限額を400円に設定した「バスの上限運賃制度」を令和3年6月に導入するとともに、LRTーバスー地域内交通間の乗継割引制度を構築した。 ・LRTーバスー地域内交通間の乗継割引制度の円滑な導入に向け、制度詳細についての事業者との調整や制度概要の周知を図るとともに、更なる運賃負担軽減策の導入に向けた検討を図る必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針：LRTーバスー地域内交通間の乗継割引制度の導入】 ・令和3年度に導入した「バスの上限運賃制度」と併せた、「市内のどこから乗っても乗り継いでも、街なかまで500円以内」の実現に向けた、LRTーバスー地域内交通間の乗継割引制度の導入に向け、バス事業者、システム機器事業者と最終調整を行い、スムーズな運用開始を図っていく。 ・バスー地域内交通：令和4年上半年期 LRTーバス、地域内交通：令和5年度 ・乗継割引制度の導入に向け、多様な媒体を活用し、制度開始前の周知徹底を図っていく。 ・「市内のどこから乗っても乗り継いでも、街なかまで500円以内」の実現に向けた、更なる運賃負担軽減策の導入に向けた検討を図っていく。</p> | 拡大 |

| 事業名 | 政策の柱 — 基本施策 | 施策名 | 好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs | 事業の目的 | 事業内容 | | 事業の 進捗 | R3 概算 事業費 (千円) | 開始 年度 | 日本一 施策 事業 | 「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」 | 見直し (予定) |
|-----------------------------------|-------------------|---------------|--------------------------------|----------------------|--|--|-------------|-------------------------|----------|-----------------|--|-------------|
| | | | | | 対象者・物 (誰・何に) | 取組(何を) | | | | | | |
| 公共交通利用促進事業 (効果的な意識転換・利用転換策の実施) | VI-22 | 公共交通ネットワークの充実 | | 公共交通の利便性向上と利用促進 | ・市民 ・民間企業 | 公共交通の利便性向上の取組や市民等のライフステージの変化などの機会を捉えた効果的な意識転換・利用転換策の実施 | 計画どおり | 15,646 | H18 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:様々な機会を捉えた公共交通利用への意識転換策の実施 ・「バスの上限運賃制度」の導入に併せたモビリティ・マネジメントの実施や、小学生を対象とした「バスの乗り方教室」の開催、バスマップの作成・配布に加え、ICカードの導入や運賃負担軽減策について、様々な媒体を活用した情報発信による公共交通の効果的な意識啓発など、公共交通の利便性向上や更なる利用転換に資する取組を実施した。 ・今後のLRT開業やバス路線再編などの公共交通ネットワークの充実や、LRT-バス-地域内交通間の乗継割引制度の導入による公共交通の利便性向上のタイミングを捉え、公共交通への利用転換につながる意識転換・利用転換策に、より一層取り組む必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針】:公共交通ネットワークの充実や利便性向上と合わせた意識転換・利用転換策の推進 ・公共交通を「つくる」から「つかう」ステージへの躍進をテーマとし、市民や企業の皆様に、公共交通をより身近な存在として感じていただき、一人でも多くの方の利用に結び付け、更なる公共交通の充実につなげていく好循環が創出できるよう、公共交通利用促進運動「MOVE NEXT UTSUNOMIYA」において、市民企業等に対し、効果的な利用転換策を実施していく。</p> | 拡大 |
| 人しやすいバス等導入促進事業 | VI-22 | 公共交通ネットワークの充実 | SDGs | 公共交通のバリアフリー化の推進 | ・ノンステップバスを導入するバス事業者 ・ユニバーサルデザイン(UD)タクシー車両を導入するタクシー事業者 | ノンステップバス及びUDタクシー車両の購入費等に対する補助 | 感染症の影響による変更 | 1,200 | H9 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:ノンステップバス・UDタクシー車両の導入促進 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者における車両更新計画の変更があり、ノンステップバスについては、予定通り1台の車両導入(中古車両のため補助対象外)が図られたが、UDタクシー車両については、6台の予定中、4台の車両導入となった。(4台に補助を交付) ・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、引き続き、事業者と公共交通のバリアフリー化に取り組むとともに、環境に配慮した車両(EVバス等)についても導入の促進を図る必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針】:新制度の構築 ・引き続き、国・県と協調し、ノンステップバスやUDタクシー車両の導入を推進するとともに、EVバス等のゼロエミッション車両の導入を促進する新たな制度を構築する。</p> | |
| 地域公共交通における感染症拡大防止対策 | VI-22 | 公共交通ネットワークの充実 | | 公共交通における感染症拡大防止対策の推進 | ・バス事業者 ・タクシー事業者(地域内交通含む) | 感染症拡大防止対策の実施 | 計画どおり | 50,417 | R2 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:感染症拡大防止対策の実施 ・バス事業者に対しては、乗り場や車内の状況を踏まえ、バス車内等の「密」回避に効果的な臨時便の運行費の支援を行ったことで、令和4年4月から、通勤・通学時間帯を中心に路線バスの運行本数が87本増えた。 ・タクシー事業者に対しては、安全・安心な車内環境の整備を図るため、空気清浄機などの感染症対策に係る設備の導入費を支援した。 ・地域内交通に対しては、車内での密を避けるため、1台あたりの乗車人数を2名以下とする乗合制限を引き続き実施した。 ・新型コロナウイルス感染症の収束への見通しが不透明であることから、感染状況等を注視しながら、引き続き、感染症拡大防止対策を実施する必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針】:感染症拡大防止対策の実施 ・市民が公共交通を安全・安心に利用できるよう、引き続き、路線バス事業者に対して運行費の支援を行うとともに、タクシー事業者に対してもタクシー車両への感染症対策に係る設備導入への支援を行う。特に、地域内交通車両については、重篤化リスクの高い高齢者が多く利用するため、設備導入を積極的に促していく。 ・乗合制限については、地域内交通連絡会議での意見を踏まえながら、ワクチン接種や感染状況を見極めたうえで、解除について判断する。</p> | |

| 事業名 | 政策の柱 — 基本施策 | 施策名 | 好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs | 事業の目的 | 事業内容 | | 事業の 進捗 | R3 概算 事業費 (千円) | 開始 年度 | 日本一 施策 事業 | 「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」 | 見直し (予定) |
|-------------|-------------------|---------------|--------------------------------|------------------------|-----------------|---|-----------|-------------------------|----------|-----------------|---|-------------|
| | | | | | 対象者・物 (誰・何に) | 取組(何を) | | | | | | |
| 地域内交通運行支援事業 | VI-22 | 公共交通ネットワークの充実 | SDGs 好循環P | 郊外部における日常生活の移動手段の確保、市民 | 地域住民で組織する運営協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域内交通の運行経費等に対する補助 ・地域内交通の利便性の向上と運行の効率化に向けたデジタル技術の活用 ・一部の区域で先行導入している地区における地域内交通導入に向けた支援 | 計画どおり | 138,633 | H19 | 独自性 | <p>【①昨年度の評価(成果や課題)：地域内交通の運行支援や導入区域拡大支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した「地域内交通予約・配車システム」の導入実証実験を行い、効果検証を行った。 ・一部の区域で地域内交通を先行導入している雀宮地区において、地域の運営組織と連携しながら勉強会を行い、新たに2つの自治会の導入が決定した。 ・引き続き、既存導入地区における持続可能な運行に向け、ICTを活用しながら利用者の利便性の向上や運行の効率化を図るとともに、一部区域が先行導入している地区への導入区域拡大のに向けた支援を行うことが必要である。 <p>【②今後の取組方針：地域内交通の導入支援や運行支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内交通の持続可能な運行に向けて、「地域内交通予約・配車システム」や「ICカードシステム」の早期導入を進める。導入にあたっては、運行事業者やシステム開発事業者と連携しながら、運行事業者への設置や乗務員への研修、利用者に対する新サービスの説明会の実施など、利用開始時に混乱が生じないよう着実な準備を進めていく。 ・一部の区域で地域内交通を先行導入している清原・雀宮地区における運行区域の拡大に向けて、引き続き地域の実情に応じた支援を行っていく。 | |
| 幹線市道整備事業 | VI-22 | 道路ネットワークの充実 | | 幹線道路の整備 | 市民・地権者・道路利用者 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路整備・交差点改良・用地取得 | 計画どおり | 1,025,403 | | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題)：幹線市道の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道1160号線をはじめとする幹線市道7路線の整備を実施し、地域間道路交通の円滑化や利便性の向上を図ることができた。 ・市道5340号線(みずほの通り)の4車線供用開始に向けて、橋梁工事や道路築造工事など、計画的な工事発注に取り組んだ。 ・一方で、事業が長期化している路線については、最適な整備手法を検討し事業効果の早期発現を図る必要がある。 <p>【②今後の取組方針：道路ネットワークの充実に向けた道路整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通の円滑化や安全性の確保などの観点から優先順位を決定し、計画的に整備を進めるとともに、局所的な改良や既存道路を活用した道路空間の再配分も検討し、令和4年度作成する道路事業の方針及び実行計画と整備を図りながら事業を推進していく。 | |
| 生活道路整備事業 | VI-22 | 道路ネットワークの充実 | | 生活道路の整備 | 市民・地権者・道路利用者 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路整備・交差点改良・用地取得 | 計画どおり | 99,445 | | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題)：生活道路の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民に身近な道路の安全性や利便性を確保するため、市道446号線をはじめとする市道6路線の整備を実施した。 <p>【②今後の取組方針：市民生活に寄与する安全で快適な道路整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備に当たっては、幹線道路との連続性や、地域住民の利便性を考慮しながら、引き続き、通学路の安全対策や地域の交通事情、緊急性などに配慮しながら、地元要望を受けた路線に対して、優先順位を整理し、計画的に事業を推進していく。 | |
| 都市計画道路整備事業 | VI-22 | 道路ネットワークの充実 | | 都市の骨格を形成する幹線道路の整備 | 市民・地権者・道路利用者 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路整備・交差点改良・用地取得 | 計画どおり | 855,913 | | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題)：都市計画道路の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市間・地域間を結ぶ道路交通の円滑化や安全性・利便性の向上を図るため、宇都宮日光線をはじめとする都市計画道路について、用地取得を行いながら整備を進めるとともに、次期路線の事業化の検討を行った。 ・事業が長期化している路線については、早期の事業完了を目指し、難航地権者と粘り強い用地交渉を行うなど用地取得に努める必要がある。 <p>【②今後の取組方針：NCCの形成に向けた都市計画道路整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NCCの形成に向け、拠点間の道路交通機能の充実や、都市防災機能を向上させるため、継続中の路線の早期事業完了を目指すとともに、次期路線の事業化にあたっては、道路整備プログラムと連携し、早期に事業効果が発現できるよう交差点改良などの効率のかつ効果的な整備手法について検討しながら、計画的に事業を推進していく。 | |

| 事業名 | 政策の柱 基本施策 | 施策名 | 好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs | 事業の目的 | 事業内容 | | 事業の 進捗 | R3 概算 事業費 (千円) | 開始 年度 | 日本一 施策 事業 | 「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」 | 見直し (予定) |
|--------------------|--------------|-------------|--------------------------------|---|-------------------|---------------------------|-----------|-------------------------|----------|-----------------|---|-------------|
| | | | | | 対象者・物 (誰・何に) | 取組(何を) | | | | | | |
| プロジェクト整備事業(関連事業含む) | VI-22 | 道路ネットワークの充実 | 戦略事業 | プロジェクトとして取り組む道路の整備 | 市民・地権者・道路利用者 | 道路整備・交差点改良・用地取得 | 計画どおり | 1,242,412 | | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題):プロジェクト関連の道路整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> プロジェクト事業の完成時期に合わせた円滑な事業推進を図る必要がある。 (仮)大谷スマートICの整備に向け用地取得を進めるとともに、周辺道路の円滑な道路交通のために必要となる市道2457号線の道路整備を着実に進めることができた。 引き続き、(仮)大谷スマートICの整備に向け用地取得を推進するとともに、通学路の安全対策についても推進する必要がある。 大谷振興について交通の円滑化を図るための道路整備に向けた用地測量及び観音橋の架け替えに係る仮橋設置を行った。 <p>【②今後の取組方針:プロジェクトの進捗に合わせた幹線道路整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関連するプロジェクトの進捗に合わせ、計画的に事業を推進し、交通の円滑化や地域振興を図るため、未取得地の権利者の理解を得るよう努め、関係機関等と調整を行いながら事業を推進していく。 (仮)大谷スマートICの整備に向け、権利者への丁寧な説明により用地取得の推進を図るとともに、周辺道路整備や、地元関係者と組織する「安全対策等検討協議会」との協議を踏まえた通学路の安全対策についても引き続き整備を推進していく。 大谷振興についてクランク・狭あい部の解消を図るため、観音橋の架け替えを行い市道の整備を進めていく。 | |
| 道路ネットワーク形成推進事業 | VI-22 | 道路ネットワークの充実 | | 今後の道路事業の方針及び実行計画を策定することにより、NCCの実現に資する道路ネットワークの構築を図るもの | 市の道路整備及び道路保全に係る事業 | 今後の道路事業の方針及び実行計画の策定に向けた検討 | 計画どおり | 8,613 | R3 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題):今後の道路事業の方針(案)及び市内の交通状況などの現状分析等を実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> R3年度は、関係課と道路事業の課題共有や方向性の協議を図り、道路事業の方針(案)を作成するなど、NCCの基盤となる道路ネットワークの構築を着実に推進した。 また、今後の道路事業の方針及び実行計画の策定に向けて、「市内の交通状況などの現状分析」や「課題整理」などを実施した。 <p>【②今後の取組方針:NCCの実現に向けた道路事業の方針及び実行計画の策定】</p> <p>今後は、スーパースマートシティの土台となるNCCの形成を加速化するため、市内の交通状況などの現状分析をベースに、交通の円滑化に加え、地域のまちづくりへの波及効果を踏まえた将来の道路網などについて、関係課と調整を行い、道路事業の方針及び実行計画の策定に取り組む。</p> | 拡大 |
| 舗装改良事業 | VI-22 | 道路ネットワークの充実 | 好循環P | 道路環境の安全性と信頼性の確保 | 市民、道路利用者 | 計画的な舗装の修繕 | 計画どおり | 1,014,481 | H18 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題):安全・安心な道路通行確保に向けた舗装修繕の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「宇都宮市道路舗装修繕計画」に基づいた、予防保全の対象となる路線の路面調査や修繕を実施するなど、道路環境の安全性の確保に向けた取り組みができた。 <p>【②今後の取組方針:継続的なメンテナンスサイクルの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も「宇都宮市道路舗装修繕計画」に基づき、道路特性に応じた路面調査の結果を踏まえ、適時、適切な修繕を行いながら、調査結果や修繕履歴及び宮ココなどの情報の一元化を図り、点検・診断・措置・記録を繰り返す「メンテナンスサイクル」を着実に実施し、道路環境の安全性の確保に取り組んでいく。 | |
| 自転車走行環境整備事業 | VI-22 | 自転車利用環境の充実 | SDGs 好循環P | 自転車利用環境の整備 | 自転車利用者 | 道路整備・路面標示 | 計画どおり | 150,768 | H17 | トップクラス | <p>【①昨年度の評価(成果や課題):安全で快適な自転車走行空間の整備延伸】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「第2次宇都宮市自転車のまち推進計画」に基づき、自転車走行空間(9路線、5568.3m)の整備を行い、本計画に位置付けられる目標延長123.3km(令和12年度末)に向け、計画的に整備を進めるとともに、田川サイクリングロード(1,313m)の整備を行い、自転車利用環境の充実に貢献することができた。 本市の自転車専用通行帯規制延長(35.3km)は引き続き全国一位を達成した。(確認中) <p>【②今後の取組方針:計画的な自転車走行環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> さまざまな公共交通との連携強化や自転車を活用した観光振興(サイクルツーリズム)の推進に向け、さらなる自転車走行空間とサイクリングロードの整備を推進することで市内の回遊性向上や周辺市町へ結ばれる広域的ネットワークを計画的に構築していく。 | |

| 事業名 | 政策の柱 — 基本施策 | 施策名 | 好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs | 事業の目的 | 事業内容 | | 事業の 進捗 | R3 概算 事業費 (千円) | 開始 年度 | 日本一 施策 事業 | 「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」 | 見直し (予定) |
|---------------|-------------------|------------|--------------------------------|-----------------------|-----------------|--|-----------|-------------------------|----------|-----------------|---|-------------|
| | | | | | 対象者・物 (誰・何に) | 取組(何を) | | | | | | |
| サイクルステーションの充実 | VI-22 | 自転車利用環境の充実 | | 自転車の魅力発信 自転車の利活用促進 | 市民、自転車利用者 | ・宮サイクルステーション の運営 | 計画 どおり | 9,957 | H22 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題):宮サイクルステーションの適切な運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナの影響もあり、平成28年頃をピークに来館者数は減少していたが、指定管理者である、サイクルスポーツマネジメント(株)と連携し、十分な感染予防対策を行いながら、パンク修理・観光施設や飲食店のチケットセットの販売、rouvy(バーチャル体験)などの自主事業を実施したところ、R3年度は、コロナ前と同程度に来場者が回復した。 ・来館者数の更なる増加を目指すため、利用者のニーズを把握し、事業に反映していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:利用者のニーズの反映による利用者増】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は、「自転車のまち推進計画」の改訂された計画に基づき、「自転車のまち宇都宮」のさらなる推進を図れるよう、指定管理者と連携を図りながら、多様化するニーズへ対応するための事業内容の改善や自主事業の充実により「自転車のまち宇都宮」の魅力を発信し利用者増を目指す。 | |
| 自転車のまちづくり推進事業 | VI-22 | 自転車利用環境の充実 | SDGs 好循環P | 自転車の利用・活用の 促進 | 自転車利用者 | <ul style="list-style-type: none"> ・「第2次宇都宮市自転車 のまち推進計画」の策定 ・駐輪環境整備 ・自転車の駅の設定 ・モデルルートの設定 | 計画 どおり | 19,040 | H15 | 独自性 | <p>【①昨年度の評価(成果や課題):自転車利用の促進に関わる利用環境の更なる充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の自転車利活用における取組状況や市民ニーズ、自転車を取り巻く環境変化などを踏まえながら、「第2次宇都宮市自転車のまち推進計画」を策定した。 ・LRT停留場付近の駐輪場について、公有地を活用して計画的に整備を行った。 ・「サイクル・アンド・バスライド用駐輪場」及び「自転車の駅」について、民間事業者の協力を得ながら、計画的に設置を行った。今後は、利用促進を図るため、PR手法について検討していく必要がある。 ・モデルルートについては、県や他市町と連携を図り、ルート案の作成や県主催の協議会に参画するなど県東版モデルルートの設定を行った(令和4年6月決定)。今後は、モデルルートを活用するため、路面標示や案内看板の整備などの環境整備について検討していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:官民連携による計画的な事業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第2次宇都宮市自転車のまち推進計画」に基づき、NCCの形成に向けてLRTやバスなどの公共交通と連携を図るため、LRT停留場やバス停留所付近への駐輪場整備や利用促進に取り組む。 ・目的地と公共交通を結ぶ末端交通手段の確保や、中心市街地の回遊性向上に向けて、ICTを活用したシェアサイクルの有用性を把握するため、ポートの設置について民間事業者等の協力を受けながら社会実験を行い、ポートの配置や利用料金など利用者が利用しやすい運営方法を検証し、本市にふさわしいシェアサイクルのあり方を検討する。 ・自転車を活用した観光振興(サイクルツーリズム)を推進するため、県や他市町と連携して広域モデルルートの設定や走行環境等の整備を行うことで利用促進を図る。また、サイクリングルート沿線のコンビニエンスストアや飲食店、公共施設などに「自転車の駅」を設置してきたが、今後は、日常的な自転車利用者も気軽に利用できるよう、サイクリングルート沿線に加え、まちなかなど、「宇都宮ブリッツェン」と連携し、利用者に分かりやすい看板を標示するなど環境整備に取り組んでいく。 | 拡大 |

| 事業名 | 政策の柱 基本施策 | 施策名 | 好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs | 事業の目的 | 事業内容 | | 事業の 進捗 | R3 概算 事業費 (千円) | 開始 年度 | 日本一 施策 事業 | 「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」 | 見直し (予定) |
|----------------|--------------|---------------|--------------------------------|---|--|------------------------------|-----------|--|----------|-----------------|--|-------------|
| | | | | | 対象者・物 (誰・何に) | 取組(何を) | | | | | | |
| 漏水調査 | VI-23 | 安定した上下水道事業の推進 | | 漏水を早期発見・早期修繕をすることで、浄水費用の損失を縮減し、有収率の向上を図る。 | ・水道利用者 ・配水管 ・給水管 | 漏水調査の実施 | 計画どおり | 59,950 | S48 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題): 計画的な漏水調査の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的に路面音聴調査などの漏水調査を実施し、早期修繕に努めたが、料金徴収の対象とならない事業用水の影響により、有収率は前年度を下回った。 <p>【②今後の取組方針: 継続的な漏水対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漏水を起因とした事故を抑制するため、漏水の多い管種の漏水調査に取組み、さらなる漏水の早期発見・早期修繕に努めるとともに、事業用水を精査し、合わせて有収率向上を図る。 | |
| 上水道施設の耐震化 | VI-23 | 安定した上下水道事業の推進 | SDGs 戦略事業 | 災害に強い水道施設を整備し、安定した水道水の供給を確保する。 | 水道利用者 | 基幹施設や基幹管路の耐震化 | 計画どおり | 684,325 | H19 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題): 基幹施設や基幹管路の耐震化の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の交付金を活用し、松田新田浄水場2号薬品沈殿池、導水管などの耐震化を実施するとともに、松田新田浄水場以外の管路耐震化検討に着手した。 <p>【②今後の取組方針: 耐震化の計画的な推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震災害時においても、水道水の供給を確保するため、引き続き、松田新田浄水場の耐震化を計画的に進めるとともに、松田新田浄水場以外の耐震化についても検討を進める。 | |
| 下水道施設の新設・増設 | VI-23 | 安定した上下水道事業の推進 | | 処理場・ポンプ場の整備 | ・公共下水道区域の市民 ・公共用水域 | 流入水量の増加に対応した下水処理場及び中継ポンプ場の整備 | 計画どおり | 355,476 | S37 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題): 処理能力の増強に向けた施設整備】</p> <p>上河内水再生センターにおける流入水量の増加に対応するため、水処理施設の増設を行った。</p> <p>【②今後の取組方針: 下水道施設の計画的な新設・増設】</p> <p>今後の整備実施区域による処理水量の増加に適切に対応するため、引き続き、流入水量を踏まえ、施設の増設等を計画的に実施していく。</p> | |
| 下水道施設の耐震化 | VI-23 | 安定した上下水道事業の推進 | SDGs 戦略事業 | 災害や事故に強い下水道の整備 | 公共下水道区域の市民 | 基幹施設や幹線管路の耐震化 | 計画どおり | 75,658 | H20 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題): 幹線管路の耐震化(耐震適合率の向上)】</p> <p>国の交付金を有効に活用し、計画的に下水道施設の耐震化を進めた。</p> <p>【②今後の取組方針: 下水道施設の効果的・効率的な耐震化の推進】</p> <p>地震等の災害時であっても、下水道の基本機能を確保するため、引き続き、効果的・効率的に耐震化を推進していく。</p> | |
| 公共下水道(污水管渠)の整備 | VI-23 | 安定した上下水道事業の推進 | 戦略事業 | 公共下水道(污水管渠)の整備 | 公共(市街化区域)及び特環(市街化調整区域14地区)下水道事業計画区域の市民 | 下水道管渠の整備 | 計画どおり | 公共 316,848 特環 344,784 合計 661,632 | S32 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題): 公共下水道の整備面積を拡大】</p> <p>計画的に公共下水道の整備を実施することにより、整備面積を拡大することができた。</p> <p>【②今後の取組方針: 公共下水道の計画的な整備】</p> <p>今後も公共及び特環下水道区域における生活排水の適正処理を推進し、生活環境の確保や公共用水域の水質保全を図るため、早期完了に向け公共下水道管渠の整備に取り組んでいく。</p> | |
| 浄水場等の設備等の更新 | VI-23 | 安定した上下水道事業の推進 | | 水道施設の機能の向上を図り、安全なライフラインを確保する。 | 水道利用者 | 老朽化した施設(設備)の更新 | 計画どおり | 811,229 | R1 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題): 老朽化した施設更新の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の重要度や老朽度等を踏まえた施設更新について、半導体不足による一部納期の遅れなどの影響があったが、計画的に実施した。 ・浄水処理工程に影響を与えることのないよう計画的に事業を進める必要がある。 <p>【②今後の取組方針: 計画的な更新の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、安全で安心な水道水の供給を持続するため、施設を管理する水道管理課及び運転管理業務受託者との綿密な調整を行いながら、老朽化した施設の更新を計画的に実施していく。 ・引き続き、半導体不足による事業への影響についても注視していく。 | |

| 事業名 | 政策の柱 — 基本施策 | 施策名 | 好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs | 事業の目的 | 事業内容 | | 事業の 進捗 | R3 概算 事業費 (千円) | 開始 年度 | 日本一 施策 事業 | 「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」 | 見直し (予定) |
|----------------|-------------------|---------------|--------------------------------|----------------|-------------------------------|---------------------------|-----------|-------------------------|----------|-----------------|---|-------------|
| | | | | | 対象者・物 (誰・何に) | 取組(何を) | | | | | | |
| 処理場等の設備等の改築・更新 | VI-23 | 安定した上下水道事業の推進 | | 災害や事故に強い下水道の整備 | ・下水道の利用者 ・公共用水域 | 処理場・ポンプ場における老朽化した施設の改築・更新 | 計画どおり | 426,100 | H12 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題):適切な改築・更新の実施】 安定した下水処理を継続するため、施設の調査・診断結果に基づき、老朽化した施設の改築・更新を計画的に行なった。</p> <p>【②今後の取組方針:着実な改築更新】 施設の老朽化が進行する中、施設機能を維持していくため、引き続き、施設の調査・診断及び改築・更新を計画的に実施していく。</p> | |
| 浸入水対策 | VI-23 | 安定した上下水道事業の推進 | | 浸入水対策の推進 | ・下水道利用者 ・下水道本管 ・取付管、公共樹 | 浸入水箇所の調査・適正対策・効果測定を実施 | 計画どおり | 130,408 | H17 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題):浸入水対策の推進】 ・過年度のスクリーニング調査にて抽出した区域において、TVカメラ調査により浸入水箇所を特定し、適切な止水工事により浸入水対策を行った。 ・前年度に止水工事を実施した区域において浸入水対策の効果測定を行い、有効性を確認した。</p> <p>【②今後の取組方針:浸入水箇所の効率的な対策】 浸入水対策として対象エリアの止水工事を継続するとともに、効率的・効果的な浸入水対策手法について検討していく。</p> | |
| 防災対策及び緊急時対応 | VI-23 | 安定した上下水道事業の推進 | | 自然災害に対する体制の確保 | ・水道利用者 ・被災市民 | 災害時緊急対応力の充実 | 計画どおり | 0 | S56 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題):災害時緊急対応力の強化】 ・「上下水道局危機管理計画」に基づく、応急給水訓練や油流入事故情報伝達訓練を7月に実施した。 ・そのほか、日本水道協会栃木県支部合同による応援要請・情報伝達訓練や応援隊参集・受入訓練などの防災訓練を10月に実施した。</p> <p>【②今後の取組方針:継続的な災害時緊急対応力の確保】 ・引き続き、自然災害など危機に迅速かつ的確に対応する体制の充実に努める。</p> | |
| 防災対策及び緊急時対応 | VI-23 | 安定した上下水道事業の推進 | | 自然災害に対する体制の確保 | ・下水道の利用者 ・公共用水域 | 災害時緊急対応力の充実 | 計画どおり | 0 | H25 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題):災害時緊急対応力の強化】 「下水道事業業務継続計画」に基づく緊急時対応訓練を7月に実施した。</p> <p>【②今後の取組方針:継続的な災害時緊急対応力の確保】 引き続き、自然災害など危機に迅速かつ的確に対応する体制の充実に努める。</p> | |
| 老朽管渠の改築更新 | VI-23 | 安定した上下水道事業の推進 | | 災害や事故に強い下水道の整備 | 30年以上経過した田川第1・2処理区の管渠 | 老朽化した管渠の改築更新 | 計画どおり | 152,229 | H16 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題):管渠の健全性を確保】 ・管渠の老朽化により道路陥没等のリスクが高まることから、管渠の健全性を確保するため、管渠の改築更新に取り組んだ。 ・管渠の老朽化が進行し、今後、改築更新需要量が増加していくことから、調査診断を計画的に行い効率的な更新を進める必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:老朽管渠の着実な整備】 今後も、管渠の機能や健全性を確保するため、調査診断結果を踏まえ、速やかに措置が必要な優先度の高い箇所から改築更新を進めていく。</p> | |

| 事業名 | 政策の柱 基本施策 | 施策名 | 好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs | 事業の目的 | 事業内容 | | 事業の 進捗 | R3 概算 事業費 (千円) | 開始 年度 | 日本一 施策 事業 | 「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」 | 見直し (予定) |
|--------------|--------------|---------------|--------------------------------|-------------------------------------|----------------------------|------------------------------|-----------|-------------------------|----------|-----------------|---|-------------|
| | | | | | 対象者・物 (誰・何に) | 取組(何を) | | | | | | |
| 老朽配水管の更新 | VI-23 | 安定した上下水道事業の推進 | | 計画的な更新を行い、安定給水を確保するとともに、漏水の抑制に取り組む。 | 水道利用者 | 老朽化した配水管の更新 | 計画どおり | 2,256,073 | R1 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題):老朽配水管更新の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽配水管の更新を計画的に進めるため、概算数量設計方式を試行導入するなど、効率的に実施した。 ・今後、更に事業量の増加が見込まれることから、計画的かつ効率的に事業を推進する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:計画的な更新の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、安全で安心な水道水の供給を持続するため、事業の進行管理を適切に行いながら、老朽配水管の更新を計画的に実施していく。 ・計画事業量を執行するため、昨年度に引き続き、現行の積算方法と併用し増加する事業量の一部に概算数量設計方式の試行導入を行い、効果等の検証を進めるとともに、更なる効率的な積算方法について検討していく。 | |
| 合併処理浄化槽の設置促進 | VI-23 | 安定した上下水道事業の推進 | | 合併処理浄化槽の設置促進による、水環境の保全及び生活環境の向上 | 浄化槽整備区域の市民 | 浄化槽整備事業補助金の活用による合併処理浄化槽の設置促進 | 計画どおり | 69,635 | S63 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題):単独処理浄化槽等からの転換促進手法の見直しを検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅における単独処理浄化槽や汲み取りトイレから合併処理浄化槽への転換については、浄化槽保守点検業者を活用した啓発を実施したことにより、32件の転換に結び付いた。 <p>【②今後の取組方針:補助制度の効果的な周知による設置促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単独処理浄化槽や汲み取りトイレ使用世帯は高齢世帯が多く残っており、転換については今後ますます厳しい状況が見込まれているが、転換が必要な世帯を的確に把握し、補助制度を効果的に周知することで、合併処理浄化槽への転換を促進していく。 | |
| 排水処理施設の適正化 | VI-23 | 安定した上下水道事業の推進 | | 農業集落排水処理施設等の統廃合の推進 | ・農業集落排水処理施設等の利用者 ・公共用水域 | 農業集落排水処理施設等の公共下水道接続に向けた整備 | 計画どおり | 59,765 | S52 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題):浸入水対策の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象地区における農業集落排水処理施設の公共下水道接続に向け、浸入水対策のため既設管渠の修繕を実施した。 <p>【②今後の取組方針:計画的な築造工事の推進・浸入水箇所等の効率的な対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道接続対象地区において、計画的に特定環境保全公共下水道の築造工事を推進するとともに、既設管渠の修繕など浸入水対策を効率的に実施していく。 | |
| 直結給水の推進 | VI-23 | 安定した上下水道事業の推進 | | 安全で安心な水道水の供給 | 3階建て以上の直結給水が可能な建物所有者 | 直結給水への利用促進 | 計画どおり | 46 | H9 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題):直結給水の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙や貯水槽水道の業務委託での直結給水切替の建築関係団体等へのPRにより、直結給水の推進を図り、目標値以上の直結給水につながった。(目標値:48件→実績:58件) <p>【②今後の取組方針:直結給水の利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直結給水の更なる利用促進のため、建物新築時に直結給水方式を選択してもらえよう、引き続き、建築関係団体等にPRしていく。 | |

| 事業名 | 政策の柱 — 基本施策 | 施策名 | 好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs | 事業の目的 | 事業内容 | | 事業の 進捗 | R3 概算 事業費 (千円) | 開始 年度 | 日本一 施策 事業 | 「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」 | 見直し (予定) |
|--------------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|---|-------------------------------|---|-------------------------|-------------------------|----------|-------------------|---|-------------|
| | | | | | 対象者・物 (誰・何に) | 取組(何を) | | | | | | |
| 水質検査 | VI-23 | 安定した上下水道事業の 推進 | | 水質検査計画に基づ き、水質検査を適正に 実施し、水道水の高 品質化を推進する。 | ・水道利用者 ・水道水 ・浄水場 ・原水 | 水質検査の実施 | 計画 どおり | 36,878 | S53 | 先駆的 トップク ラス | <p>【①昨年度の評価(成果や課題):高精度で計画的な水質検査の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水質検査計画」に基づく水質検査を行い、水道水の安全性を確認した。 ・専門別技術研修や内部精度管理を適宜実施し、水道GLP(水道水質検査優良試験所規範)を適切に運用することで、国の外部精度管理に適合するなど、高精度な水質検査を実施することができた。 ・市民が安心して水道水を利用できるよう、事業場からの化学物質流出や豪雨による急激な水質変動、カビ臭の発生など、水源水質の悪化が認められる場合には、関係課と連携を図りながら、迅速に対応する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:水質管理の更なる強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水質検査計画」に基づき、計画的かつ高精度に水質検査を実施する。 ・「上下水道水質管理基本計画」に基づき、自然災害などにも適切に対応できるように取り組み、水源から蛇口まで、水質管理の維持向上を図っていく。 | |
| 貯水槽水道の管理の充実 | VI-23 | 安定した上下水道事業の 推進 | | 貯水槽水道における 安全で安心な水道水 の供給 | 貯水槽水道設置者 | 委託による現地調査及び 管理指導、適正管理を啓 発するパンフレットの配布 | 計画 どおり | 8,064 | H15 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題):小規模貯水槽水道設置者への適正指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯水槽の適正管理に関する広報紙への掲載、パンフレットの配布、業務委託において現地調査や改善指導を適宜実施することで、小規模貯水槽水道の管理の充実を図った。 ・現地調査の結果、残留塩素濃度の低下や雨水の浸入など、改善が必要な貯水槽の設置者(15件)には、個別に改善指導を行った。 <p>【②今後の取組方針:小規模貯水槽水道の管理意識の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、小規模貯水槽水道の利用者の安全性を確保するため、現地調査を計画的に実施し、貯水槽水道設置者に対して維持管理方法などの助言を行い、管理意識の向上を図るとともに、不適正な案件については、改善指導を実施していく。 | |
| イベント等の開催 | VI-23 | 顧客に信頼される経営の 推進 | | 上下水道事業全般の PR | 市民 | お届けセミナー、サマーセ ミナー、水道週間、下水道 いろいろコンクール、PR グッズの製作・配付 | 感染症 の影響 による変 更 | 369 | S34 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題):セミナーの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策に配慮したサマーセミナーの少人数開催や「お届けセミナー(出前講座)」のオンライン化などに取り組み、子どもたちの上下水道事業に対する理解・関心を深めることができた。 <p>【②今後の取組方針:施設見学のオンライン化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、現在、受入を中止している上下水道施設見学について、「お届けセミナー」で得たオンライン講座のノウハウを活用した取組を進める。 | 改善 |
| 懇話会の開催とアンケート実施(広 聴事業) | VI-23 | 顧客に信頼される経営の 推進 | | 上下水道事業の理解 促進と顧客ニーズの 把握 | 市民 | 懇話会の開催 「宮の水サポーター」への アンケート実施 | 計画 どおり | 375 | H29 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題):懇話会などの開催による意見聴取】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・懇話会の開催や「宮の水サポーター」へのアンケート実施を通して、上下水道事業に対する意見聴取をすることができた。 ・お客様サービスの向上に繋つながるよう、局に寄せられる様々な声を収集・蓄積し、分析を行いながら、各種事業に反映させていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:上下水道利用者のニーズの把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・懇話会や宮の水サポーターを通して、上下水道事業に対する意見を聴取するとともに、現場等で受け付けたお客様、事業者等からの声を収集・蓄積、分析できるように局内組織である「広報広聴委員会」を活用しながら、具体的な仕組みづくりに取り組む。 | 改善 |
| 広報紙の発行とSNSを活用した取 組 | VI-23 | 顧客に信頼される経営の 推進 | | 上下水道事業等に関 する周知・啓発 | 市民 | 上下水道事業に関する情 報の提供 | 計画 どおり | 14,967 | S62 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題):事業等に関する周知・啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙については、お客様に興味・関心を持ってもらえるようマンガによる特集記事を掲載するなど、分かりやすい紙面づくりに努めたほか、局公式ツイッターを活用した最新の情報発信に組み込み、水道水のおいしさや下水道の役割の重要性を多くのお客様に発信することができた。 ・上下水道事業の更なるイメージアップが図られるよう、広報媒体の拡充について検討する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:新たな映像コンテンツの制作】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、分かりやすく読みやすい広報紙の作成を目指すとともに、新たな広報媒体として、ライトキューブ宇都宮内の給水スポットにデジタルサイネージを設置するとともに、広報用PR動画を制作・放映することにより、上下水道事業の更なるイメージアップに取り組む。 | 拡大 |

| 事業名 | 政策の柱 — 基本施策 | 施策名 | 好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs | 事業の目的 | 事業内容 | | 事業の 進捗 | R3 概算 事業費 (千円) | 開始 年度 | 日本一 施策 事業 | 「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」 | 見直し (予定) |
|-------------|-------------------|---------------|--------------------------------|-----------------------|----------------------------|--|-----------|-------------------------|----------|-----------------|---|-------------|
| | | | | | 対象者・物 (誰・何に) | 取組(何を) | | | | | | |
| 下水道資源の有効活用 | VI-23 | 顧客に信頼される経営の推進 | | 下水汚泥等の有効活用 | 下水汚泥消化ガス | 川田水再生センターにおける、消化ガス発電等による下水汚泥消化ガスの有効活用 | 計画どおり | 48,304 | H28 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題):消化ガスの有効活用】 発電施設や、汚泥施設の加温ボイラでの利用により、消化ガスの有効活用を図った。</p> <p>【②今後の取組方針:消化ガス有効活用の推進】 引き続き、計画的に発電施設等において消化ガスを有効活用するとともに、有効利用率の向上に向けた取組を検討していく。</p> | |
| 事業者の指導等の強化 | VI-23 | 顧客に信頼される経営の推進 | | 事業者との連携による質の高いサービスの提供 | ・指定給水装置工事事業者 ・排水設備指定工事店 | 給排水設備工事の申請・施工の注意点(法令順守の徹底等)の周知・情報提供及び施工に係る適正な検査・指導 | 計画どおり | 0 | H9 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題):事業者の指導等】 ・工事申請時の指導や事務連絡会での説明により、申請から工事完了まで円滑に業務遂行を図った。 ・事務連絡会について、新型コロナウイルス感染症の影響により例年の現地開催を中止し、書面開催に変更し、電子データなどの資料の送付及び動画配信を行い、指導や情報提供を行った。 ・社内共有結果報告の提出により、事務連絡会の内容が正しく共有されているか、把握を行った。 ・給・排水設備工事の資格試験に係る講習会に講師派遣を行い、事業者の技術力の向上が図れるように努めた。</p> <p>【②今後の取組方針:事業者の指導等の継続】 ・引き続き、工事申請時や事務連絡会での説明内容の充実、指導の強化等により、事業者の技術力の向上を図っていく。 ・引き続き、給・排水設備工事の資格試験に係る講習会に講師派遣を行い、事業者の技術力の向上が図れるよう努めていく。</p> | |
| 下水道資源の有効活用 | VI-23 | 顧客に信頼される経営の推進 | | 下水汚泥等の有効活用 | 下水汚泥 | 栃木県下水道資源化工場や民間事業者での安定処理を推進し、水再生センターで発生する下水汚泥の有効活用を図る | 計画どおり | 572,216 | H14 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題):安定した下水汚泥の利活用】 下水汚泥に含まれる放射性物質の影響はあるものの、栃木県下水道資源化工場や民間事業者等を活用し、下水汚泥を安定的に処理しながら有効活用を図った。</p> <p>【②今後の取組方針:下水汚泥の有効活用の推進】 引き続き、栃木県下水道資源化工場や民間事業者を活用し、下水汚泥を最大限有効活用していく。</p> | |
| 水道未加入者の加入促進 | VI-23 | 顧客に信頼される経営の推進 | | 水道料金収入の確保 | 給水区域内の水道未加入者 | 戸別訪問等による加入勧奨 | 計画どおり | 149 | H13 | | <p>【①昨年度の評価(成果や課題):戸別訪問による加入促進の実施】 ・加入確約期限(1年)を経過した未加入世帯に対し早期の加入指導を実施し、新たな未加入世帯を抑制するとともに、年間を通した戸別訪問を継続的に実施したことにより、加入率を伸ばした。【3.1%→4.8%】 ・新たな取組として、水道加入世帯を対象にアンケート調査を実施し、加入に至った理由等を把握・分析した結果、「井戸枯れが心配だった」、「井戸枯れした」など、井戸水利用に不安を感じて水道に加入した世帯の割合が高かったことから、戸別訪問先抽出の考え方などについての検討を行った。 ・未加入世帯の多くは井戸水を利用し、水道を必要と考えていない未加入世帯への理解促進を図ることが必要となる。</p> <p>【②今後の取組方針:継続した加入促進の徹底】 ・現在の取組が一定の成果をあげていることから、引き続き、加入確約期限(1年)を経過した未加入世帯に対して加入促進を徹底するとともに、未加入世帯に対して、水道の優位性などを積極的にアピールし、加入への理解促進を図る。 ・アンケート調査の分析結果を踏まえ、井戸水利用に不安を感じて水道に加入した世帯の割合が高かった地区の未加入世帯を重点的に訪問し、加入促進を図る。 ・引き続き、水道加入世帯に対して、アンケート調査を実施し、より効果的・効率的な加入促進策の検討を行う。</p> | |